

自律・共生・創造
ともに育ち、未来を創る

令和8～12年度

第4期

芸西村教育振興基本計画

令和8年3月



芸西村教育委員会

目 次

第 1 章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間.....	1
4 国・県の動向	2
(1) 国の第4期教育振興基本計画	2
(2) 県の第4期教育振興基本計画	3
第 2 章 村の現状と課題	4
1 村の概要.....	4
2 教育施設等の状況	4
3 各学校(園)が目指しているもの	5
(1) 芸西保育所	5
(2) 芸西幼稚園	5
(3) 芸西小学校	6
(4) 芸西中学校	6
4 教職員・保育士の思い	7
(1) 教育目標	7
(2) 力を入れるべき施策	8
(3) 保・幼・小・中の接続	9
(4) 学校(園)・家庭・地域の連携	11
(5) 組織改革・働き方改革.....	13
5 第3期計画の取組状況.....	14
(1) 「確かな学力と自立した子どもの育成」の取組状況	14
(2) 「豊かな心と健康づくり」の取組状況	14
(3) 「保・幼・小・中連携教育」の取組状況	15
(4) 「家庭・地域との連携」の取組状況	15
(5) 「特別支援教育の推進」の取組状況	15
(6) 「安全教育の推進」の取組状況	16
(7) 「生涯学習振興」の取組状況	17
(8) 「文化・スポーツ振興」の取組状況	18
(9) 「教育環境の基盤整備」の取組状況	19
第 3 章 基本構想	20
1 社会の変化と村の教育課題	20
(1) 人口減少時代に不可欠な「少人数教育」の深化	20
(2) 「生きる力を育む教育」の継承と発展	20
(3) 予測困難な時代の「持続可能な社会の創り手」の育成	22

2	本計画における教育理念	23
3	基本目標	24
	(1) 生き抜く力を育む教育の推進	24
	(2) 誰一人取り残さない、多様性をふまえた教育・支援	25
	(3) 生涯学習の振興	25
	(4) 将来をみすえた教育環境づくり	26
3	施策体系	27
第 4 章	基本計画	28
1	生き抜く力を育む教育の推進	28
	(1) 生き抜く力を育む就学前保育・教育の推進	28
	(2) 意欲的に学ぶ子の育成(「知」の育成)	31
	(3) 豊かな心の育成(「徳」の育成)	34
	(4) 健やかな体の育成(「体」の育成)	37
	(5) 家庭・学校(園)・地域の連携強化	40
2	誰一人取り残さない、多様性をふまえた教育・支援	44
	(1) 特別支援教育の推進	44
	(2) 様々な課題を抱える子どもへの支援の強化	47
	(3) 教育費の負担軽減	50
3	生涯学習の振興	51
	(1) 学習・スポーツ活動の活性化	51
	(2) 文化・芸術の振興	52
4	将来をみすえた教育環境づくり	53
	(1) 教育環境の整備	53
	(2) 学校(園)の人材育成・組織改革の推進	56
第 5 章	計画の進行管理	59

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

芸西村では、3期にわたり「教育振興基本計画」を策定し、国・県の教育行政の動向をふまえつつ、教育施策を総合的に推進してきました。

直近の第3期計画では、「基礎学力の定着と自ら考える力の育成」、「教職員の指導力向上」、「温かい学級づくり」、「安全教育の推進」を重点取組に位置づけ、「ふるさとを大切にする心豊かに芸西村のみらいを切り拓く人づくり」を目指してきました。

また、本村では、少子化や施設の老朽化などの状況を受け、保育所、幼稚園、小学校、中学校の建物を1か所に集める「教育施設集約化」を検討しています。単に施設というハードを集約するだけでなく、教育というソフト面においても、各校園の「縦軸」の連携や、学校（園）・家庭・地域の「横軸」の連携が一層深まるものとしていくことが期待され、そのあり方を明確化していく必要があります。

「第4期芸西村教育振興基本計画」は、こうした状況をふまえながら、本村の新しい教育の指針として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

4 国・県の動向

(1) 国の第4期教育振興基本計画

国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～9年度）では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差した『ウェルビーイング（Well-being）』の向上」を総括的な基本方針に掲げています。「ウェルビーイング」とは、「経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めた幸福や生きがい」のことで、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっており、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであると位置づけています。

その上で、「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」、「⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を施策の柱としています。

国の第4期教育振興基本計画の概要

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）

令和5年6月16日 閣議決定

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

・新型コロナウイルス感染症の拡大
・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題
・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
・共生社会・社会的包摂
・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞・不登校・いじめ重大事態等の増加
・学校の長時間勤務や教師不足
・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信
※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

・主体的に社会の形成に参画、持続的な社会の発展に寄与
・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
・リカレント教育を通じた高度人材育成

② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視
・地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
人生100年時代に複雑化する生涯にわたって学び続ける学習者

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

(2) 県の第4期教育振興基本計画

県の「第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画」（令和6年度～9年度）では、3つの「目指す人間像（基本理念）」を掲げ、「知・徳・体」に関する3つの「基本目標」のもと、「きらっと いきいき あったかい『高知家』の教育」を目指す施策を体系化しています。

目指す人間像（基本理念）

- ◆ 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人
- ◆ 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人
- ◆ 多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人

3つの基本目標

- 基本目標1 確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開
- 基本目標2 健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着
- 基本目標3 豊かな心の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進

4つの基本方針

- 基本方針Ⅰ 「高知家」の全ての子どもたちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進
- 基本方針Ⅱ 「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進
- 基本方針Ⅲ 「高知家」の誰もが、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進
- 基本方針Ⅳ 「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備

第2章 村の現状と課題

1 村の概要

本村は、土佐湾に面した東西約5km、南北約9kmの小さな村で、高知市の東方約30kmに位置します。人口は約3,600人で緩やかな減少傾向で推移しています。

平野一面にビニルハウスが広がる一大施設園芸地帯で、冬季温暖、多日照という気象条件に恵まれ、「高知産冬春ナス」や「高知産冬春ピーマン」がわが国の産地リレーを支えているほか、ギフト・ウェディングなどでの需要が高い「ブルースター」（星型の青い花）や「トルコギキョウ」などの花き栽培も盛んです。

また、国内有数のゴルフツアーである「カシオワールドオープン」が開催される「Kochi 黒潮カントリークラブ」があることでも知られています。

2 教育施設等の状況

村内には、村立の芸西保育所、芸西幼稚園、芸西小学校、芸西中学校、民間の認可外保育施設があるほか、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を開催しています。

学校等の状況

芸西保育所
チャイルドルームむつき（芸西病院内認可外保育所）
芸西幼稚園
芸西小学校
芸西中学校
かっぱ児童クラブ（放課後児童クラブ）
げいせい遊学教室（放課後子ども教室）

生涯学習関連施設の多くは役場に近接しており、保健センター機能や集会機能がある「村民会館」、図書館機能と文化資料館機能がある「生涯学習館」などがあります。文化資料館は、幕末関係の資料や民具等を展示するほか、郷土の画家筒井広道の筒井美術館としての役割も担っています。

スポーツ施設の多くは「憩ヶ丘運動公園」に立地しており、陸上競技場、村民体育館、柔剣道場、テニスコートなどがあります。

3 各学校(園)が目指しているもの

(1) 芸西保育所

芸西村では、昭和 20 年代から保育所を開設し、乳幼児の保育を行ってきました。昭和 50 年代に、久重保育所の馬ノ上保育所への統合、馬ノ上保育所の芸西保育所への統合を進め、昭和 55 年から現在の 1 村立保育所体制となっています。

一人一人がその子らしく輝き、成長していくことを願って、心身ともにすこやかで、自己を十分に発揮する子どもを育てる保育を目指しています。

目指す子ども像として、

- 1 心身ともに健康で元気な子ども
- 2 自分のことを自分でしようとする子ども
- 3 思っていることを、表現する子ども
- 4 人とのかかわりを楽しむ子ども
- 5 思いやりのある優しい子ども
- 6 自然や動植物に親しむ子ども

の 6 項目を掲げています。

生涯にわたる成長の基盤としての乳幼児期の大切さを職員間で共通理解するとともに、子ども一人一人の月齢や、家庭での育ち等に配慮しながら、子どもの主体性を育む保育に努めています。

保育所の様子



(2) 芸西幼稚園

芸西村では、昭和 54 年に村立芸西幼稚園を開園し、4・5 歳児の幼児教育の体制を整えました。

心身ともにすこやかで、明るく、社会性のあるのびのびした子どもを育てることを目指します。目指す子ども像として、

- 1 自分のことを自分でできる子ども
- 2 生き生きした強く明るい子ども
- 3 よく見、よく聞き、よく考えて行動する子ども
- 4 豊かな感性をもち、感じたことや考えたことを、のびのびと表現する子ども
- 5 思いやりのあるやさしい子ども

の 5 項目を掲げています。

幼稚園教育において「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を育み、心情、意欲、態度が育つよう教育活動に努めています。

幼稚園の様子



(3) 芸西小学校

芸西小学校は、昭和 31 年に、和食、馬ノ上、西分の 3 小学校を統合して誕生しました。昭和 38 年に長谷寄分校を、昭和 46 年に白髪分校を、昭和 51 年に久重小学校を統合して、1 村 1 小学校体制となり、現在に至ります。

教育目標を「一人一人が元気でかがやく学校 ～学び続け 共に伸びていく児童の育成～」とし、「目指す子ども像」と「目指す教師像」をつなげ、子どもと共に学びを創る学校を目指しています。また、目標を達成するために、全教職員が一丸となり、保護者や地域の皆様と協働した教育活動を進めることにも力を入れています。

目指す子ども像	目指す教師像
1 学ぶことを楽しむ子	1 学び続ける教師
2 自分も友だちも理解できる子	2 子どもを理解できる教師
3 一緒に活動を楽しめる子	3 協働できる教師

小学校校舎



(4) 芸西中学校

芸西中学校は、昭和 22 年の新学制により、各尋常高等小学校（戦時中は国民学校）が分かれる形で誕生しました。

教育目標を「すべての生徒に居場所と学びを ～地域とともに輝く学校～」とし、自分、他者、学校、地域や郷土を愛する心を持ち、互いを認め合い、信じあう心を持ち、未来を切り拓く実践力を持った生徒の育成を目指しています。

目指す生徒像は、

- 1 「自立」 自分でできる、一人でできる生徒
- 2 「協働」 みんなとできる、一緒にできる生徒
- 3 「共生」 誰とでもできる、誰のことも大事にできる生徒

の 3 つを掲げ、教員全員が理念を共有するとともに、生徒が持つ無限の可能性を信じ、生徒の輝く未来と幸せのために教育を推進しています。

保・幼・小・中 15 年間の本村の最終教育機関として、自らの人生を舵取りする力と、多様性を包摂し民主的で持続可能な社会の創り手の育成を目指した目標像となっています。また、生徒と教職員が一致した方向を目指し、保護者や地域の方と協働して教育活動を行うことにも力を入れています。

中学校の授業風景



4 教職員・保育士の想い

本計画の策定にあたり、令和7年7～8月に、芸西保育所保育士11名、芸西幼稚園教諭7名、芸西小学校教員14名、芸西中学校教員12名、計44名にアンケート調査を実施しました。

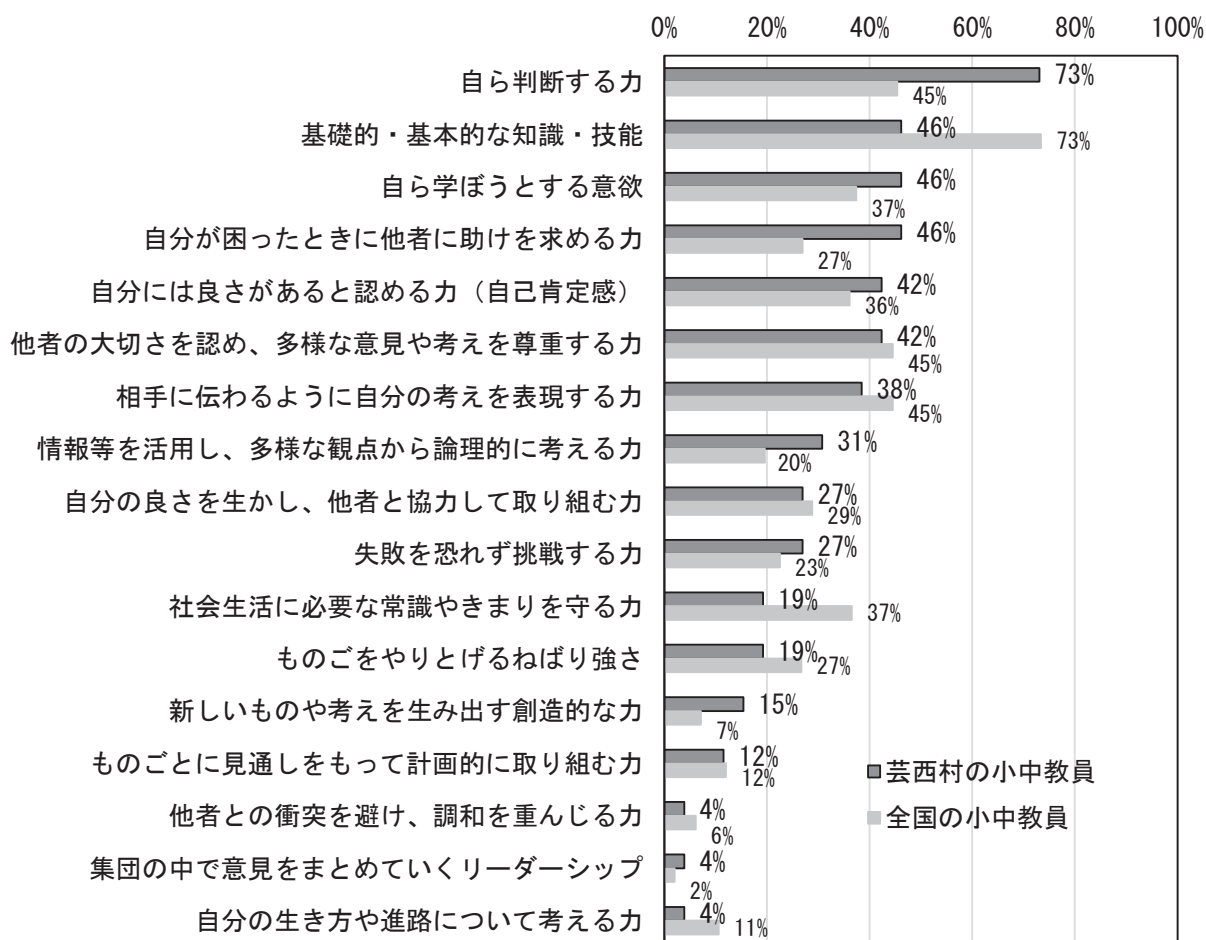
(1) 教育目標

重要なのは、「自ら判断する力」

「義務教育修了時に身に付けておくべき能力や態度として、特に重要だと思うこと」を小中学校教員にたずねたところ、「自ら判断する力」が73%で最も割合が高く、次いで「基礎的・基本的な知識・技能」、「自ら学ぼうとする意欲」、「自分には良さがあると認める力（自己肯定感）」が同率の46%となりました。

令和5年1～2月の全国調査（「義務教育に関する意識に係る調査」）では、「基礎的・基本的な知識・技能」が突出しており、本村と傾向が異なります。

義務教育修了時に身に付けておくべき能力や態度（複数回答）

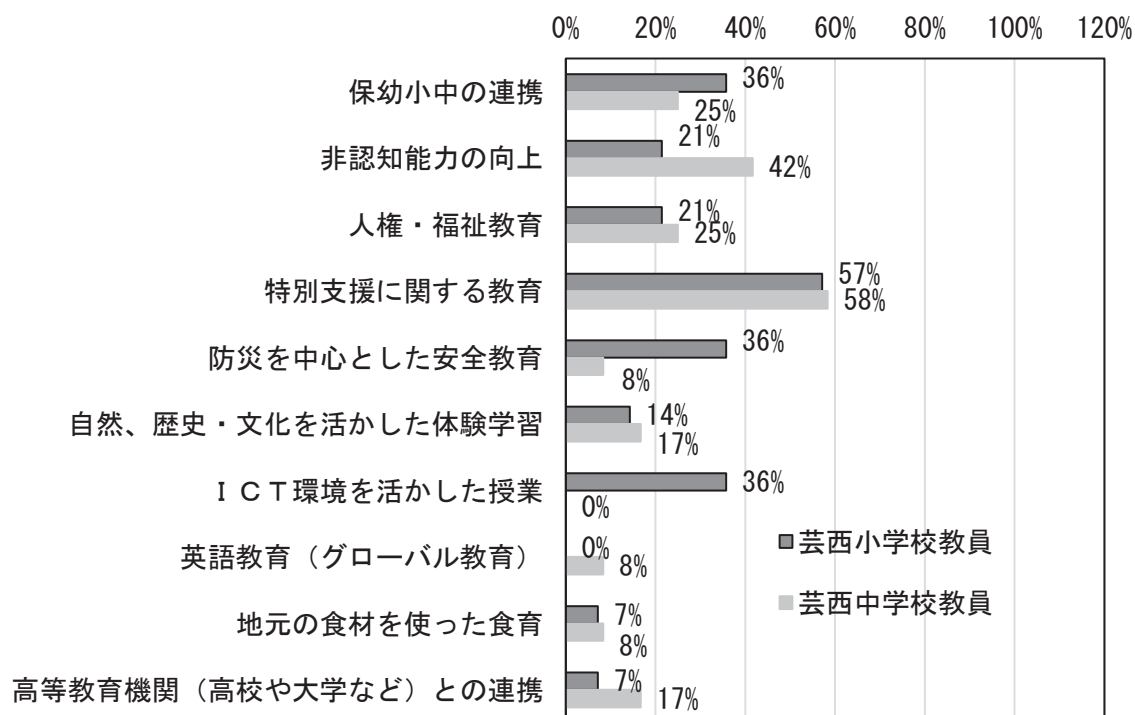
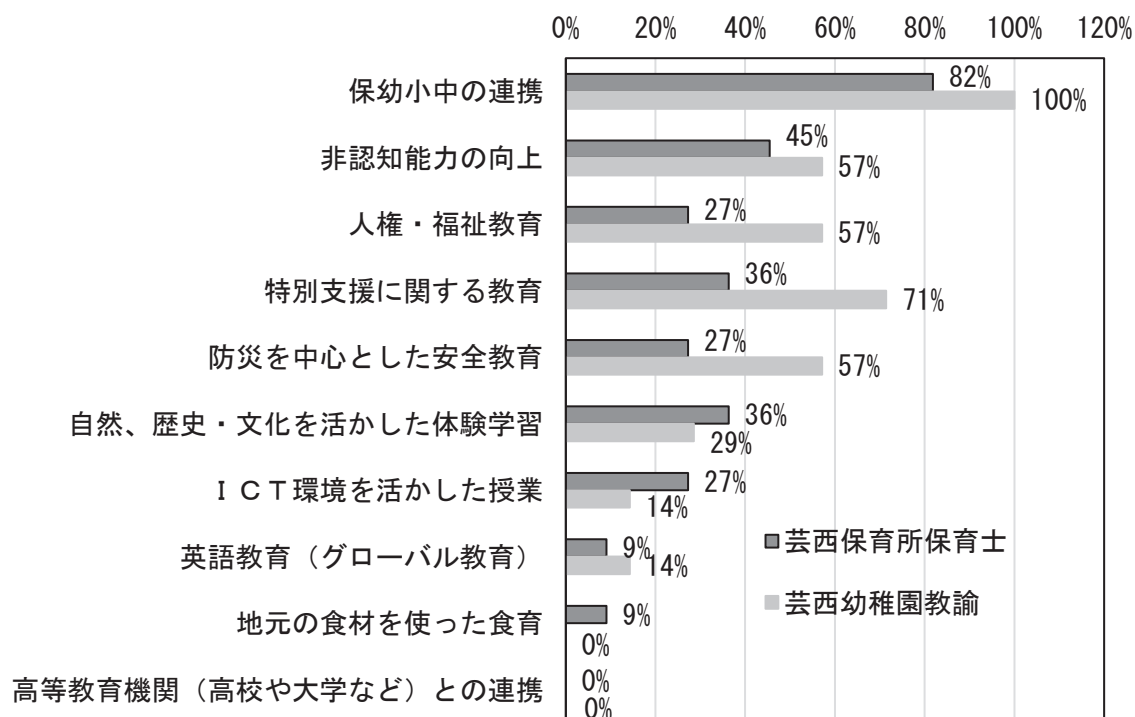


(2) 力を入れるべき施策

「保・幼・小・中の連携」と「特別支援教育」に特に力を入れるべき

「村の学校教育で、今後一層、力を入れていくべきもの」は、芸西保育所保育士と芸西幼稚園教諭では「保・幼・小・中の連携」が、芸西小学校教員と芸西中学校教員では「特別支援に関する教育」が最も多くあがりました。

力を入れるべき施策（複数回答）



(3) 保・幼・小・中の接続

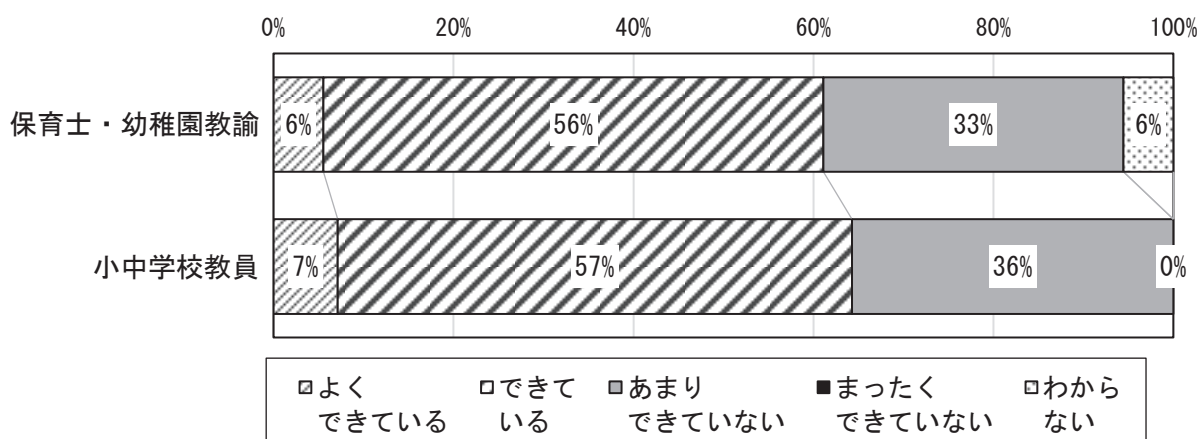
「保・幼・小・中の接続」は現在もよくできている

保育所・幼稚園と小学校の接続に対する意識をたずねたところ、保育士・幼稚園教諭、小中学校教員共に、「よくできている」と「できている」を合わせた『できている』が約6割で、「まったくできていない」は該当がなく、「あまりできていない」と「わからない」が約4割でした。

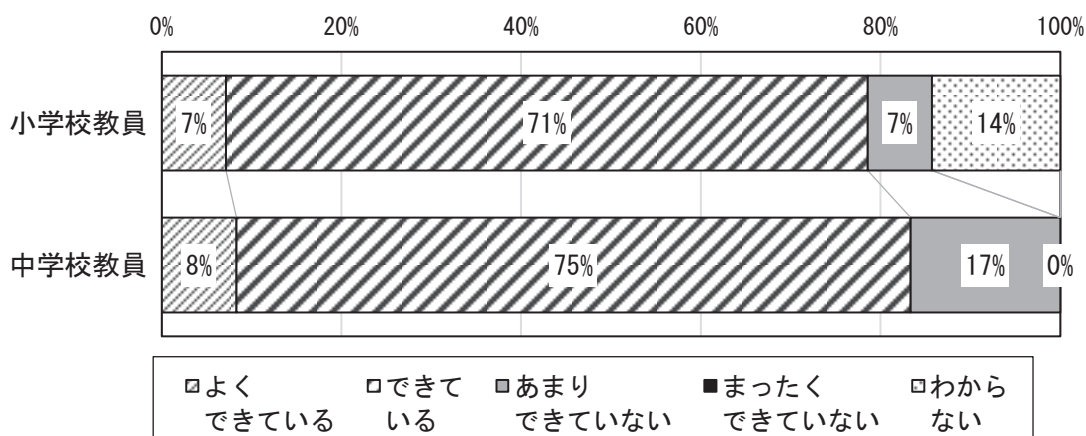
また、小学校と中学校の接続に対する意識をたずねたところ、小学校教員、中学校教員共に、「よくできている」と「できている」を合わせた『できている』が約8割で、「まったくできていない」は該当がなく、「あまりできていない」と「わからない」が約2割でした。

「保・幼・小・中の接続」は、総じてよくできていると、現場の職員は考えています。

保・幼と小学校との接続に対する意識



小・中の接続に対する意識

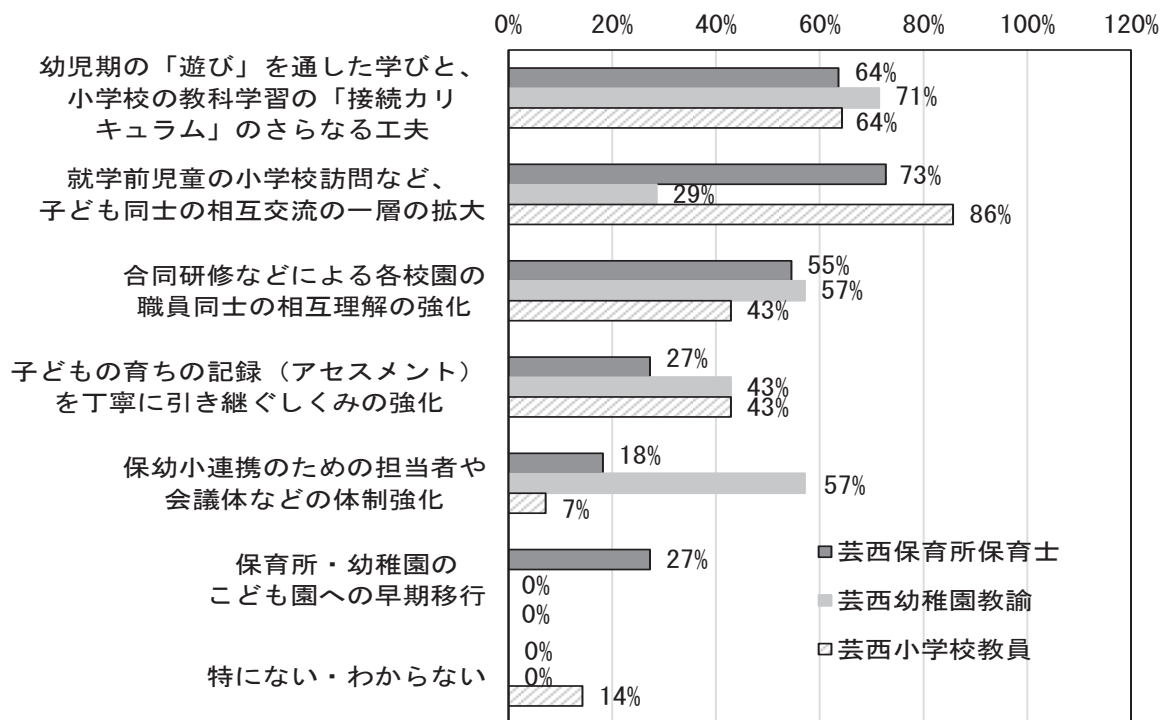


「保育所・幼稚園と小学校のさらなる接続強化のために重要なこと」は、幼稚園教諭で

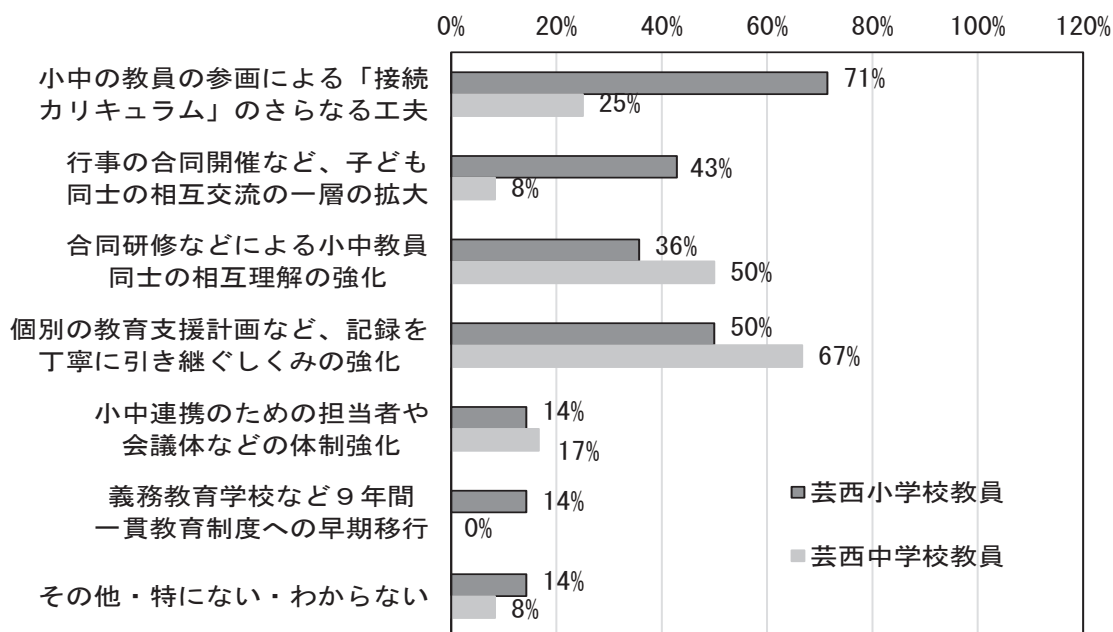
は「カリキュラムの接続の工夫」が最も割合が高いのに対し、保育士、小学校教員では「相互交流の拡大」が最も割合が高くなりました。

「小・中のさらなる接続強化のために重要なこと」は、小学校教員では「カリキュラムの接続の工夫」が最も割合が高いのに対し、中学校教員では「個別の教育支援計画など、記録を丁寧に引き継ぐしくみの強化」が最も割合が高くなりました。

保・幼と小学校のさらなる接続強化のために重要なこと（複数回答）



小・中のさらなる接続強化のために重要なこと（複数回答）



(4) 学校(園)・家庭・地域の連携

「学校(園)・家庭・地域の連携」は現在もよくできている

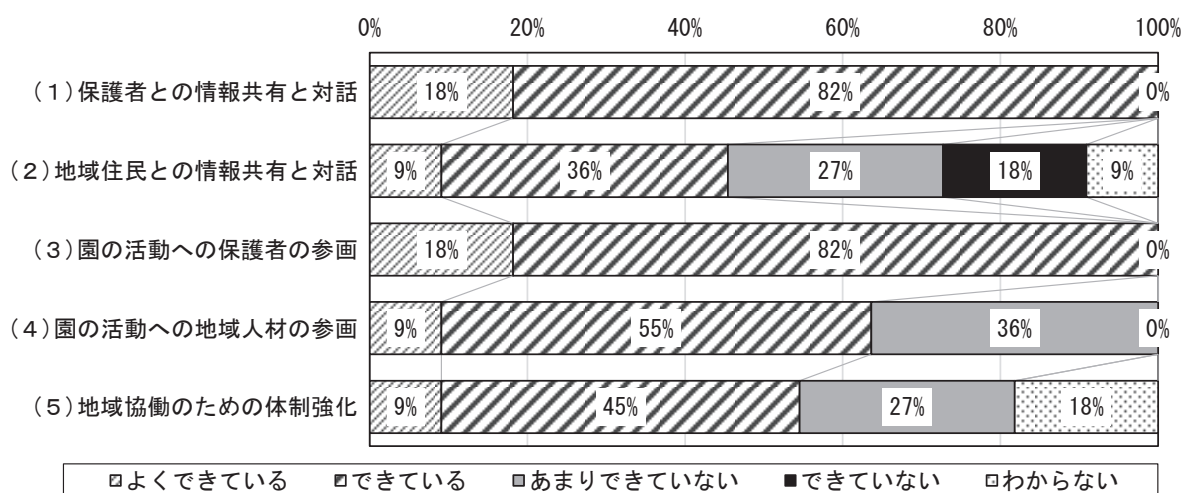
各学校(園)の教員・保育士が、自身が所属する各学校(園)の家庭や地域との連携に対して、どのような意識を持っているか、4段階尺度でたずねたところ、各校(園)共に、おおむね、よく連携が取れていると評価していることがわかりました。

学校(園)ごとにみると、芸西保育所の保育士は、自身の園について、「(2)地域住民との情報共有と対話」ができていないと多く回答していました。

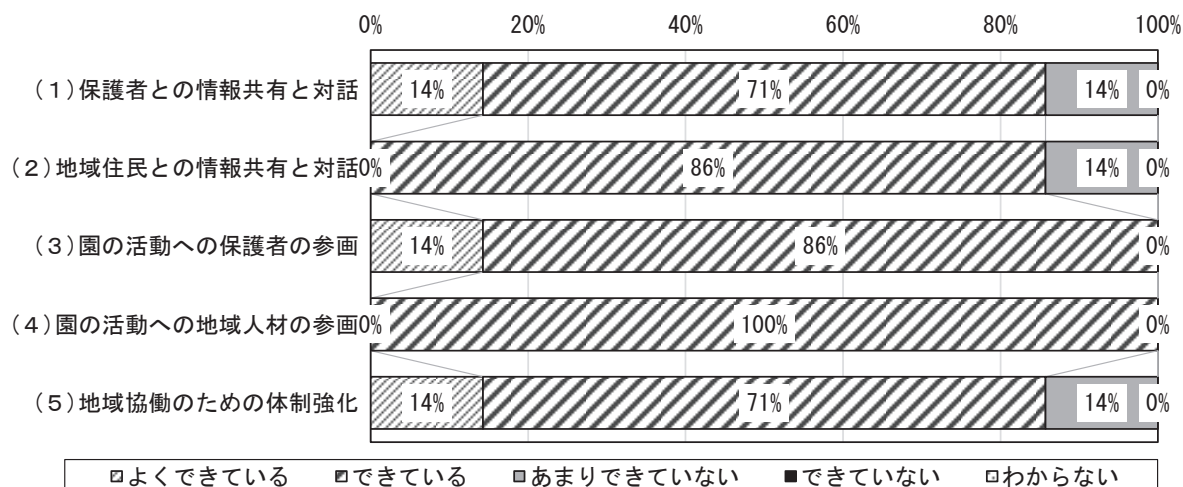
芸西幼稚園教諭は、「(1)保護者との情報共有と対話」をはじめ、5つの項目すべてでおおむね、よく連携が取れていると評価しています。

学校(園)・家庭・地域の連携に対する自己評価

〔芸西保育所〕



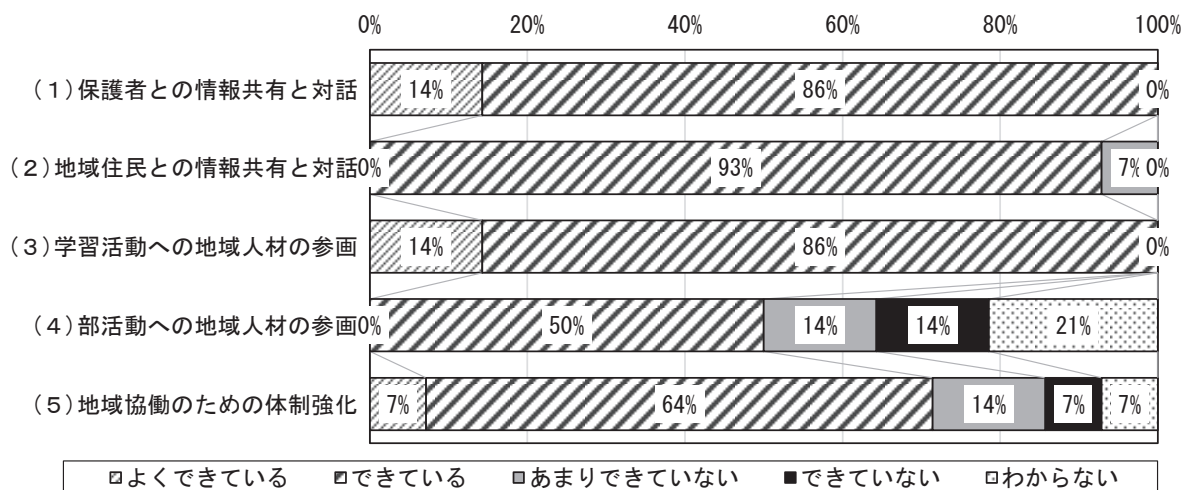
〔芸西幼稚園〕



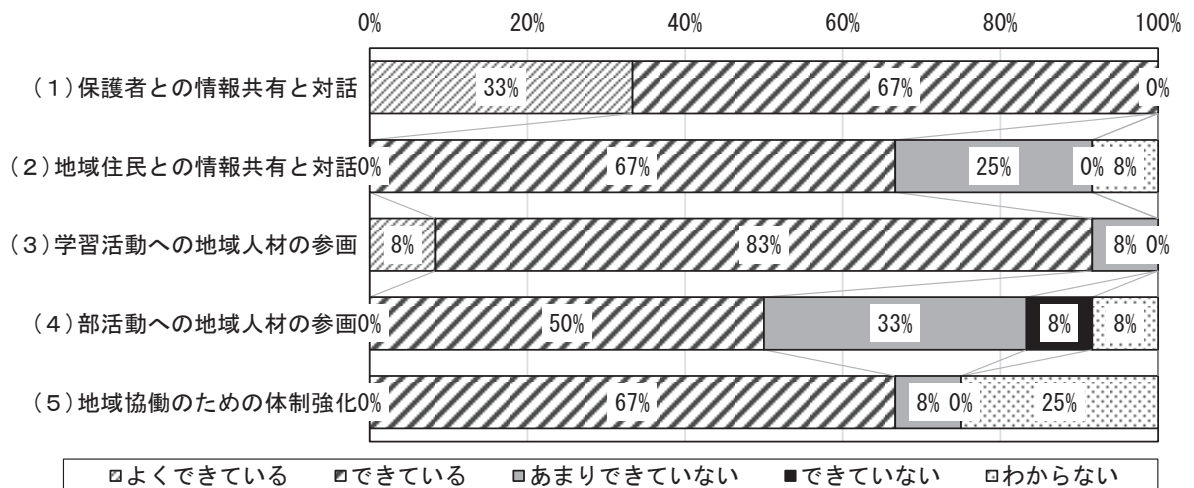
芸西小学校の教員は、「(4)部活動への地域人材の参画」、「(5)地域協働のための体制強化」の2項目について、できていないとやや多く回答していました。

芸西中学校の教員は、「(1)保護者との情報共有と対話」が他の校園よりよくできていると回答している一方で、「(2)地域住民との情報共有と対話」、「(4)部活動への地域人材の参画」の2項目について、できていないとやや多く回答していました。

学校（園）・家庭・地域の連携に対する自己評価（続き）
〔芸西小学校〕



〔芸西中学校〕



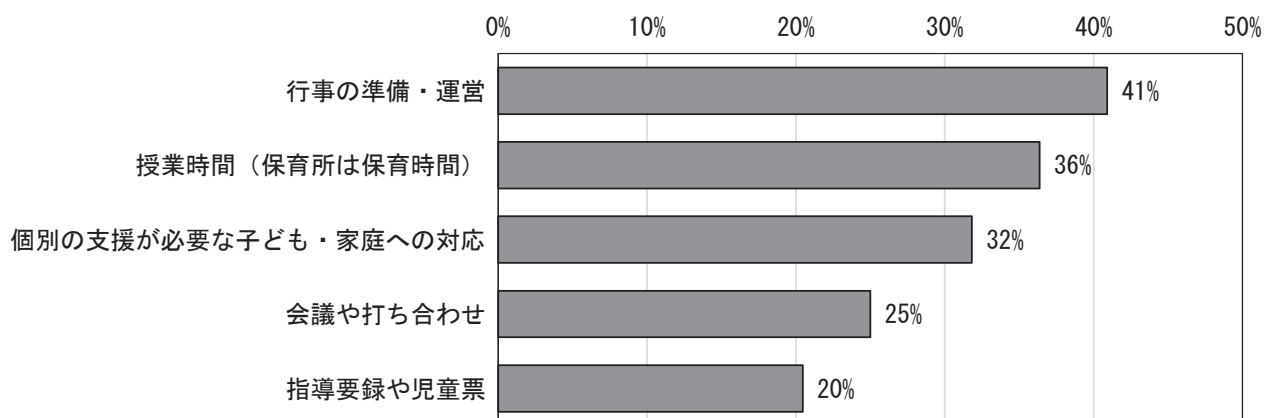
(5) 組織改革・働き方改革

教員・保育士の日常業務は多大。組織改革・働き方改革は前向きに評価

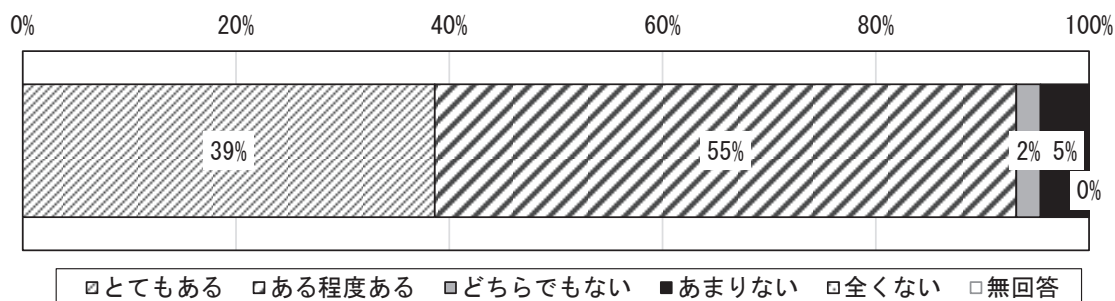
各学校（園）の教員・保育士の「特に身体的負担を感じる業務」をたずねたところ、「行事の準備・運営」を筆頭に、多くの日常業務に負担を感じている実態がわかりました。

一方で、「職場での新たな取組を後押しする雰囲気」や「所属組織での学校教育（保育）の改善への取組」といった組織改革・働き方改革の設問に対し、多くの教員・保育士から肯定的な回答が寄せられました。

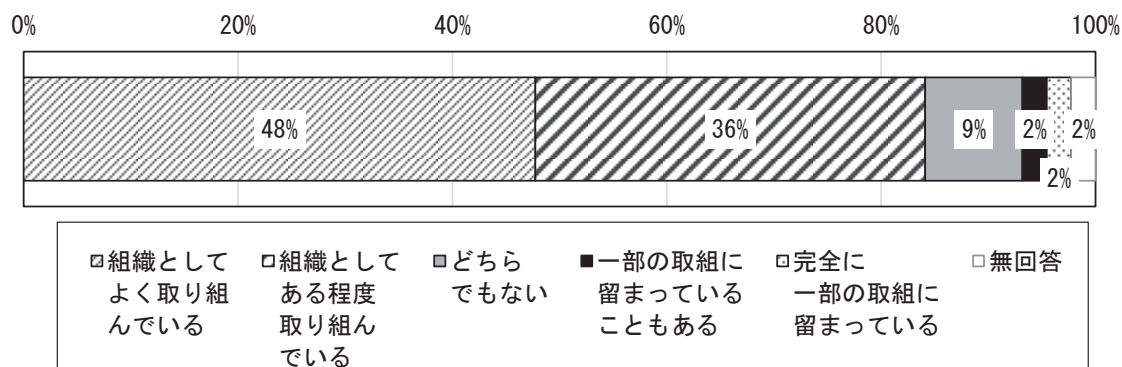
「特に身体的負担を感じる業務」（複数回答。上位5位まで掲載）



「職場での新たな取組を後押しする雰囲気の有無」に対する評価



「所属組織での学校教育（保育）の改善への取組」に対する評価



第3期計画の取組状況を整理すると、以下のとおりです。

(1)「確かな学力と自立した子どもの育成」の取組状況

新しい学習指導要領に沿った取組を着実に展開

「確かな学力と自立した子どもの育成」に向けて、小学校では、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」の「めあて・まとめ・ふりかえり」に重点化した学習活動に取り組むとともに、全国学力学習状況調査や高知県学力定着状況調査の分析と習熟の弱い箇所の復習などに努めました。中学校では、「自主学習ノート」や「生徒、教員双方への授業評価アンケート」、「授業終了時の振り返りの場」など、生徒と教員の対話を重視した授業改善に組織的に取り組んでいます。

小学校、中学校共に、教員主導ではなく、児童生徒が主体的に学びたいと思える課題の設定や、ペアやグループの活用などにより、「主体的・対話的で深い学び」の実践に努めました。

また、国の「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人ひとりにタブレットを配布し、インターネットを適切に使いこなす能力の醸成にも努めました。

(2)「豊かな心と健康づくり」の取組状況

体験や対話を重視しながら、人権教育等による「徳」、体育や食育による「体」を推進

「豊かな心づくり」に向けて、道徳科や人権教育が発達段階に応じて「主体的・対話的で深い学び」となるよう、工夫に努めました。児童生徒がお互いの長所や取り組んだことを相互評価する「ボイスシャワー」、「フレンズカード」の取組など、自己有用感を高める学習活動の実践に努めたほか、副読本「高知の道徳」や「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」といった副教材の活用も進めました。

第3期計画では、「演劇やダンス等を用いたアウトプット型の学習による『非認知能力の向上』」という施策が掲げられていますが、非認知能力を主要なテーマとした特別な取組は行えませんでした。

「健康づくり」に向けて、保健体育の授業や朝の会等の業間、給食、部活動のそれぞれの場面で、小・中学校9年間を見通した実践教材「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム」などの活用を図りながら、早寝早起きなど基本的な生活習慣の獲得、朝食の大切さなどの食育、自ら体を鍛える意識づくりに努めています。自らすすんで体力づくりに親しむ子が多い一方、苦手意識が続く子もみられる状況です。健康的な生活習慣については、各家庭の協力もあり、おおむねできていると認識しています。

(3)「保・幼・小・中連携教育」の取組状況

田植え・稲刈り体験をはじめとする保・幼・小・中連携の取組を推進

子どもの発達の連続性への配慮や、上の学校でのつまずきの防止、連携による各校（園）での相乗効果の発揮を図るため、「保・幼・小・中連携教育」を推進しています。

幼・小・中合同の田植え・稲刈り体験をはじめ、運動会への相互参加などの保・幼交流、幼・小交流、さらには、校園種を超えて学びあう公開授業を計画的に進め、子どもたち自身の校（園）外、地域への関心の高まりにつながっています。

また、保育所、幼稚園、小学校、中学校の集約化構想は、令和6年度に基本計画案を策定し、令和7年度には、住民説明会や住民ワークショップによる検討を進め、「施設集約化ビジョン」をとりまとめました。

(4)「家庭・地域との連携」の取組状況

「地域学校協働活動・コミュニティ・スクール」により、連携が深化

「家庭（保護者）との連携」については、教育に関する困りごとがある場合、保護者と担任、関係者で話し合い、解決方法を共に考え、実践するとともに、子どもたちの成長を見守る伴走的・継続的な支援に努めています。必要に応じて、専門的な相談機関を紹介しています。また、PTAの家庭教育学級など、家庭教育について学ぶ取組を進めています。そのほか、デジタル化の流れを受け、令和3年度に保・幼・小・中の保護者への情報配信の専用アプリを整備し、欠席連絡やアンケートなどの双方向での運用を行うことで、家庭と学校との連携強化にもつながっています。

「地域との連携」については、平成27年度から教育委員会で運営しているむらづくりの「人材バンク」の登録者が、学校支援ボランティアとして活躍するとともに、令和元年度の地域学校協働本部の組織化、令和5年度の「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」の導入などを通じて、地域と学校との協働活動を推進しています。

(5)「特別支援教育の推進」の取組状況

支援員等を配置し、きめ細かな支援を推進

障害や発達上の支援が必要な子どもと保護者が、乳幼児期から適切な教育・支援を系統的に受けることができるよう、引継ぎシートなどにより、関係機関の情報共有に努めるとともに、加配保育士や特別支援教育支援員の配置や特別支援学級の設置により、きめ細かな特別支援教育の推進に努めています。

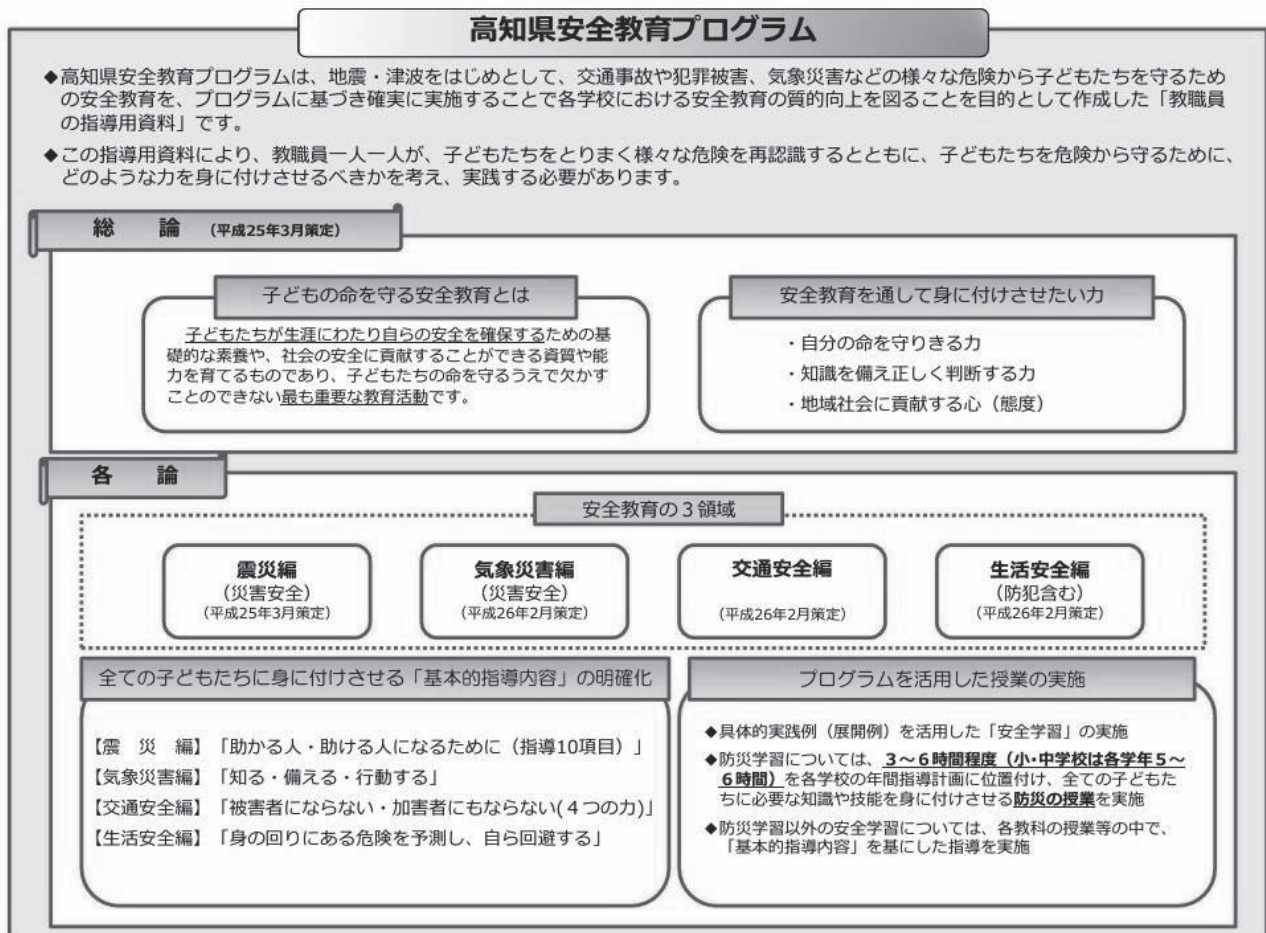
(6)「安全教育の推進」の取組状況

南海トラフ地震対策等を引き続き推進

南海トラフ地震をはじめとする災害や事件・事故から子どもたちの命と生活を守るため、教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム」などを活用しながら、各校（園）で安全教育を推進しています。

とりわけ、「主体的に判断し、命を守る子どもたちを育てる防災教育」として、実践的な避難訓練や保護者への引き渡し訓練などを定期的に行いました。

「高知県安全教育プログラム」の概要



新型コロナによる一部中止・休止を経て、徐々に再開

第3期計画期間の前半は、新型コロナウイルスの影響により、一部の事業や活動が中止・休止を余儀なくされましたが、徐々に再開しています。

<種 目>
英会話
ニューカラオケ芸西
琴ヶ浜大正琴
陶芸サークル
読書会
琴洋俳句会
はまゆう（フォークダンス）
芸西謡曲会
サークル遊画（水彩・墨彩画）
ドスコイシスターズ （相撲甚句と応援ソング）
歴史の会
芸西 村あるき
ウクレレ同好会
洋画サークル

[illegible]

(8)「文化・スポーツ振興」の取組状況

新型コロナによる一部中止・休止を経て、徐々に再開

生涯スポーツ振興についても、スポーツ推進委員等の協力のもと、講座やイベントの開催、サークル活動の支援を進めています。

生涯学習振興と同様に、第3期計画期間の前半は、新型コロナの影響により、一部の事業や活動が中止・休止を余儀なくされましたが、徐々に再開しています。

文化振興については、文化財案内看板の随時修繕や文化資料館での企画展の開催など、地域の歴史・文化の保存・活用を図るほか、「芸西村芸術祭」や「芸西村芸能発表会」が、住民の文化活動の成果発表の場の役割を果たしています。「芸能発表会」は、令和6年度から芸西村以東の9市町村合同で実施しています。

芸西村体育会の所属競技団体の一覧（令和7年度現在）

<種 目>
バドミントン部
ペタンク部
硬式テニス部
陸上部(駅伝競技)
相撲部
サッカー部
野球部
ソフトテニス部
ラージボール卓球部
剣道部

(9)「教育環境の基盤整備」の取組状況

教育施設集約化の検討を実施。経済的支援等の施策も拡充

「教育環境の基盤整備」に向け、ハード・ソフト両面から施策を推進しました。

ハード面では、計画に掲げた小・中学校のトイレの洋式化を進め、令和7年度中に完了しました。また、芸西村では、平成30年度から、保育所、幼稚園、小学校、中学校を一箇所に集約・整備する構想を推進しており、令和6年度に策定した基本計画案をふまえ、令和7年度には、住民説明会や住民ワークショップによる検討を進めています。

ソフト面では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちの悩みを傾聴し、受け止め、寄り添うことでより良い方向に向かうよう相談支援に努めるとともに、不登校、長期欠席などの児童生徒の居場所として、芸西村教育支援センターを開設しています。

教育や子育てに関する経済的支援は、令和元年10月から国が年齢や所得制限のある幼児教育・保育無償化制度を実施していますが、芸西村では、定住促進の目的も兼ねて、所得制限無しで、給食費を含めた芸西保育所保育料、芸西幼稚園授業料の無償化を実施しています。また、令和7年度から、芸西小学校・芸西中学校の給食費の無償化も開始しています。そのほか、令和5年度から、高校生の通学定期の一部補助を実施しています。

保育所、幼稚園、小学校、中学校の集約化予定地



第 3 章 基本構想

1 社会の変化と村の教育課題

(1) 人口減少時代に不可欠な「少人数教育」の深化

本村の 15 歳未満国勢調査人口は、昭和 60 年（1985 年）の 849 人から令和 2 年（2020 年）には 399 人と半数以下に減少しており、将来推計によると、令和 27 年（2045 年）に 250 人程度になると見込まれています。

人口減少、少子高齢化は、地域産業の担い手不足、コミュニティの維持の困難など、むらづくりに大きな影響を与えるため、各種事業の推進や施設の維持に際し、規模適正化（ダウンサイジング）を進め、持続可能な地域づくりを進めていくことが不可欠です。

学校教育、幼児教育・保育においても、施設集約化や、クラス・部活動などの単位の適正化、地域住民の協力を得る事業の再編などが不可欠ですが、少人数教育には当然メリット・デメリットがあり、メリットを伸ばし、デメリットをできるだけ改善する教育の推進が求められます。

少人数教育のメリット・デメリットの一例

メリット	デメリット
教員が一人一人に目が届き、個別支援が行いやすい。大人数では難しい探究型学習などを取り入れやすい	教職員数や施設が効率的に使えず、財政負担が大きくなる。教員の個性によって雰囲気や成果が左右されやすい
児童生徒が授業や活動で発言・対話する機会が増え、主体的な学びにつながりやすい	大人数でのチームワークの学びや、切磋琢磨する競争心が弱まりやすい面がある
クラスメイトとお互いをよく知ることができ、信頼関係や協調性が育ちやすい	異なるタイプの人との関わりや調整の経験が少なくなる

(2) 「生きる力を育む教育」の継承と発展

わが国の戦後教育政策は、非行、校内暴力など様々な社会問題を経験して、昭和 60 年（1985 年）、平成 4 年（1992 年）、平成 14 年（2002 年）の学習指導要領改定により、段階的に、「知識の詰め込み」から「生きる力を育む教育」への転換がなされました。

その後も教育基本法、学校教育法の改正や学習指導要領の改訂がなされてきましたが、「生きる力を育む教育」は普遍的な理念として継承されており、本村の教育においても中心にすえていく必要があります。

「生きる力」の「生きる」をめぐっては、直近では、経済協力開発機構（OECD）の「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」や国の「第 4 期教育振興基本計画」において、「よりよく生きる」ために、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めた個人と社会の『ウェルビーイング』の向上を目指す教育が重要視されており、本村の教育において、児童生徒の現在や将来の『ウェルビーイング』の向上を果たすためにはどうすればいいか、常に考えながら教育を進める必要があります。

「ウェルビーイング」の様々な分類

機関・領域	分類
国の「第4期教育振興基本計画」での分類	1 幸福感（現在と将来、自分と周りの他者） 2 学校や地域でのつながり 3 協働性 4 利他性 5 多様性への理解 6 サポートを受けられる環境 7 社会貢献意識 8 自己肯定感 9 自己実現（達成感、キャリア意識など） 10 心身の健康 11 安全・安心な環境
OECD Education2030プロジェクトでの文部科学省の分類	1 自分のウェルビーイング （心身の健康・自己理解・学びの充実） 2 他者とのウェルビーイング （人間関係・共感・協働・支え合い） 3 社会・地球のウェルビーイング （公共心・社会的貢献・持続可能性）
OECD（経済協力開発機構）の分類	1 個人のウェルビーイング ①健康 ②人生の満足 ③バランスのとれた生活（ワークライフバランス） ④社会的つながり ⑤教育・スキル ⑥市民参加 ⑦環境の質 ⑧安全 ⑨主観的幸福感 2 社会のウェルビーイング ①公正・平等 ②信頼 ③コミュニティの力 ④持続可能性
WHO（世界保健機関）の分類	1 身体的ウェルビーイング － 病気がなく、体力や生活習慣が良好であること。 － 栄養・運動・睡眠・安全など。 2 精神的ウェルビーイング － 安定した感情や、ストレスに対処できる心の状態。 － 自己肯定感・安心感・希望など。 3 社会的ウェルビーイング － 他者や社会との関係が良好で、支え合っている状態。 － 友情・信頼・社会的つながり・所属感など。
ポジティブ心理学の分類 （SeligmanのPERMAモデル）	P：Positive Emotion 喜び・感謝・希望など前向きな感情 E：Engagement 夢中になって取り組む没頭感 R：Relationships 支え合える良好な人間関係 M：Meaning 自分の生き方や活動に意味を感じる事 A：Accomplishment 達成感・成長感・自己効力感

(3) 予測困難な時代の「持続可能な社会の創り手」の育成

少子高齢化や国際化、情報化、地球環境の悪化が急速に進む一方、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の流行など、想定外の事態を経験し、日本社会は予測困難な時代を迎えています。

こうした社会では、「決められた1つの正解」ととらわれず、試行錯誤を重ねながら、課題の解決に向けて効果的な手立てを「学び」を通して見いだすことが重要です。また、人口増加や経済成長が期待できない中で、夢を持ち続け、人生を切り拓くために、自分のよさや可能性を前向きにとらえ、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働で社会を創っていく必要があります。

本村においても、平成29～31年に改訂された小・中学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針等をふまえ、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教育改革を進めており、その一層の強化を図っていくことが求められます。

「主体的・対話的で深い学び」のイメージ

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び
対話的な学び

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



資料：文部科学省

2 本計画における教育理念

本村では、むらづくりの基本となる総合振興計画において、将来像を「小さくても元気で輝くむら」とすえ、基本目標「豊かなひとを育む村」のもと、教育施策を推進してきました。

また、第3期教育振興基本計画では、「ふるさとを大切にする心豊かに芸西村のみらいを切り拓く人づくり」を基本理念に位置づけ、「1 やさしく・たくましく・自立した子どもの育成」、「2 教育の力を活かした人づくり」、「3 郷土伝承の仕組みづくりと、みらいへの地域づくり」、「4 生涯を通じたスポーツに親しむ環境づくり」、「5 想像豊かな温かい学びの場づくり」を目指して取組を進めてきました。

～本計画における教育理念～

自律・共生・創造 とともに育ち、未来を創る

第4期教育振興基本計画では、これらの理念・目標の方向を継承するとともに、社会動向や国・県の政策動向をふまえ、計画における教育理念を「自律・共生・創造 とともに育ち、未来を創る」と定めます。

学校教育、幼児教育・保育、生涯学習の各場面で、自ら課題を見だし、情報を収集し、整理・分析し、解決方法を考え、まとめ、表現する「主体的・探究的な学び」や、他者との協働や意見の交流を通して、自分の考えを広げ、深める「対話的な学び」を進め、自ら未来を切り拓いていく人づくり、将来にわたり持続的に発展するむらづくりにつなげていきます。

そのために、保・幼・小・中の15年間一貫教育による縦軸のつながり、学校（園）・家庭・地域の横軸のつながりをそれぞれ強化するとともに、産業振興、福祉、防災などむらづくりの各分野が連携した生涯学習を推進します。

3 基本目標

(1) 生き抜く力を育む教育の推進

「資質・能力の3つの柱」を一体的に育成

少子高齢化や情報化・国際化の進展といった時代の変革の中にあって、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた「生き抜く力」を育んでいくことが求められています。

このため、幼児教育・保育、学校教育において、学校（園）・家庭・地域が連携し、園児・児童生徒一人一人の個性を尊重しながら、確かな学力の習得、豊かな人間性の醸成、健やかな身体づくりを進め、「生き抜く力」を育みます。

教育課程全体や各教科などの学び・活動を通じて、「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を、総合的にバランスよく育んでいくことを目指します。

「知識及び技能」は、個別の事実的な知識のみでなく、習得した個別の知識を既存の知識と関連付けて深く理解し、社会の中で生きて働く知識となるものも含むものです。

そして、その「知識及び技能」をどう使うかという、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」、学んだことを社会や人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」を含めた「資質・能力」の3つの柱を、一体的に育成します。

育む資質・能力の3つの柱



資料：政府広報オンライン「2020 年度、こどもの学びが進化します！新しい学習指導要領、スタート！」

(2) 誰一人取り残さない、多様性をふまえた教育・支援

特別な支援ニーズのある子どもたちに個別最適・協働的な教育支援を推進

全国的に、不登校児童生徒数の増加、いじめの重大事態の発生、子どもの自殺者数の増加など、子どもをめぐる社会問題が深刻化しています。また、メンタル面のみならず、障害、家庭の貧困、ヤングケアラー、日本語がわからないなど、特別な支援ニーズのある子どもたちへの教育・支援が今日の大きな課題となっています。

戦後学校教育は、「みんなで同じことを、同じように」することを過度に要求され、「同調圧力」による疎外感が、こうした問題の一因であるという指摘もあります。

こうした背景を受けて、予測困難な時代の「持続可能な社会の創り手」の育成に向け、「長所・強み」に着目し、「個別最適な学び」により可能性を引き出し、誰一人取り残されず、「協働的な学び」を通じて相互に多様性を認め、高め合い、他者の「ウェルビーイング」を思いやる教育・支援を推進し、風通しの良い、寛容で成熟した学校づくり、地域づくりを進めていきます。

(3) 生涯学習の振興

住民が積極的に学習・スポーツに参加する、活力ある地域づくりを推進

「生涯学習」は、「自らすすんで行う、生涯を通じた学習」のことです。

私たちは、学校を卒業してからも、趣味で教室に通ったり、仕事に関わる資格取得に励んだり、様々な「生涯学習活動」を行います。

生涯を通じ、様々なことを学習し、文化・芸術やスポーツを楽しむことは、人生を豊かにします。こうした活動の場として、個人個人で利用する大学やカルチャースクール、スポーツクラブなどがありますが、自治体では、住民の知識・技術の向上や健康増進、交流が地域の発展に有益であることから、多くの施策を行っています。

教育基本法第3条では、生涯学習について、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とうたわれています。

「生涯学習館」や「村民会館」、「憩ヶ丘運動公園」などを拠点に住民の生涯学習活動の継承・発展を図り、多くの住民が、学習、スポーツ、文化・芸術活動に積極的に参加し、交流を深め、世代を超えて人々がつながる、活力ある地域づくりを進めていきます。

(4) 将来をみすえた教育環境づくり

保幼小中一貫教育や「教育DX」により、「スクールコミュニティ」づくりを推進

戦後教育は、学校教育の6・3・3制と保育所・幼稚園二元体制の幼児教育により、子どもの人口が増え続ける中で、全国で均一に高い教育水準を保ちながら、我が国の成長・発展に大きく寄与しました。しかし、少子化が進み、未来の予測困難な時代に「持続可能な社会の創り手」を育てていくためには、子どもの成長・発達に応じて連続性を保ちながら、一人一人へのよりきめ細かな教育・支援を進めることが重要となっており、それに適した教育環境づくりを進める必要があります。

このため、本村では、保育所・幼稚園・小学校・中学校の同一敷地での一元的な運営、保育所・幼稚園のこども園としての一元化、校種間での学習カリキュラムや特別活動の接続性・一体性の強化を進め、一人一人の成長・発達をチームで支える保幼小中一貫教育を推進します。

また、近い将来に発生すると想定されている南海トラフ地震をはじめ、災害や犯罪、事故に対する安心・安全な教育環境づくりを進めるとともに、「GIGAスクール構想」により整備されたパソコン児童生徒1人1台体制を一層活用し、理解度や習熟度に応じた「個別最適な学び」を効果的に推進していきます。

さらに、教職員など教育・保育現場に関わる人材の系統的な育成に努めるとともに、「校務DX」を含む「教育DX」により教育・コミュニケーション技術の革新を図り、働き方改革や学校（園）組織の改革につなげ、「芸西村スクールコミュニティ」として、村全体で学び続ける風土の醸成を図っていきます。

保幼小中一貫教育の特徴

観点	6・3・3制と幼保二元体制	保幼小中一貫教育
構造	学校段階ごとに明確に区切られる	発達に応じた柔軟な連続性を重視
利点	学校（園）種ごとの専門性、全国的な均一性	子どもの発達・個性に応じたきめ細かい支援
課題	接続の断絶、進学先での適応問題が生じやすい	組織的な連携体制・制度設計の工夫が必要

3

施策体系

基本理念	施策の柱	個別施策
自律・共生・創造 ともに育ち、未来を創る	1 生き抜く力を育む教育の推進	(1) 生き抜く力を育む就学前教育・教育の推進 ①乳児期の発達支援の推進 ②1～2歳期の発達支援の推進 ③3歳から就学までの時期の幼児教育・発達支援の推進 (2) 意欲的に学ぶ子の育成(「知」の育成) ①指導計画の作成・推進 ②探究的な学習の推進 (3) 豊かな心の育成(「徳」の育成) ①学校教育・幼児教育での道徳教育・人権教育の推進 ②子どもの権利擁護の強化 ③「発達支持的生徒指導」の推進 ④社会教育での人権教育の推進 (4) 健やかな体の育成(「体」の育成) ①体育・身体活動の推進 ②学校保健・健康教育の推進 ③食育の推進 (5) 家庭・学校(園)・地域の連携強化 ①家庭教育の推進 ②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ③ふるさと教育の推進と地域の居場所づくり ④キャリア教育の推進 ⑤環境教育の推進 ⑥中学校部活動の地域展開の推進
	2 誰一人取り残さない、多様性をふまえた教育・支援	(1) 特別支援教育の推進 ①「インクルーシブ教育」の推進 ②「学びの連続性」を確保したきめ細かな特別支援教育の推進 (2) 様々な課題を抱える子どもへの支援の強化 ①きめ細かな教育相談の推進 ②長期欠席・不登校の児童生徒への支援の推進 ③いじめ防止対策の推進 ④子どもの貧困対策の推進 ⑤ヤングケアラーへの支援の推進 ⑥日本語のサポートが必要な子どもへの教育支援 ⑦「男女共同参画」と「性の多様性」を尊重する教育支援 (3) 教育費の負担軽減 ①保・幼・小・中の費用負担の軽減 ②高校・大学等の費用負担の軽減
	3 生涯学習の振興	(1) 学習・スポーツ活動の活性化 ①学習活動の活性化 ②読書活動の推進 ③スポーツ活動の活性化 (2) 文化・芸術の振興 ①歴史文化の保存と継承 ②文化・芸術の創造
	4 将来をみすえた教育環境づくり	(1) 教育環境の整備 ①保幼小中一貫教育の推進 ②安心・安全な教育環境づくり ③「第2期GIGAスクール構想」の推進 (2) 学校(園)の系統的人材育成・組織改革の推進 ①「教育DX」の推進 ②働き方改革・組織改革の推進

第4章 基本計画

1 生き抜く力を育む教育の推進

(1) 生き抜く力を育む就学前保育・教育の推進

年齢や一人一人の発達段階にあわせ、きめ細かな就学前保育・教育を推進

乳幼児期は、人間の一生のうちで心身共にもっともめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期です。このため、保育所・幼稚園での生活の全体を通して、「育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指し、職員が創意・工夫のもと、0歳児から5歳児までの年齢や一人一人の発達段階にあわせた保育・教育を推進します。

3項目の「育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- 2 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- 3 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

出典：保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育要領

①乳児期の発達支援の推進

乳児期は、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されます。

このため、保育所内や家庭での保育・子育てにおいて、乳児が、温かく、受容的な関わりを通じて、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活できるよう、一人一人の発育に応じた支援を進めます。

乳児期の発達支援で重要なこと

- 1 語り掛けや歌い掛け、あやし遊び、絵本遊びなどを通じて、保育者とのやり取りを楽しみ、発語の意欲や情操を育む
- 2 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを育む
- 3 はいはいや自立歩行、歌やリズムに合わせた身体活動など、体を動かす
- 4 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ
- 5 生活のリズムに応じた安全な環境の下で眠る
- 6 おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる
- 7 生活の中で、身近な人の存在に気づき、安心し、親しみの気持ちを表す

出典：保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育要領の「ねらい及び内容」を要約

②1～2歳期の発達支援の推進

満1歳から2歳にかけての時期は、歩き始めから、走る、跳ぶなど、基本的な運動機能や、つまむ、めくるなどの指先の機能の発達が進むとともに、語彙が増え、発声も明瞭になり、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。食事、衣類の着脱、排せつなども、援助の下自分で行うようになります。

一人一人の健康や発育の状況は異なりますが、自分でできることが増えてくる時期であることから、自分でしようとする気持ちを尊重し、愛情豊かに温かく見守り、応答的な支援を進めます。

1～2歳期の発達支援で重要なこと

- 1 生活や遊びの中で、簡単な言葉を聞き分け、模倣をするなど、自分なりに表現する言葉のやり取りを楽しむ。他者の話に興味や関心をもち、イメージを豊かにする
- 2 水、土、紙、木など身の回りの物や玩具、絵本、遊具などに触れるなど、探索遊びを楽しみ、形、色、手触り、動き、味、香りなど感覚の働きを豊かにする
- 3 走る、跳ぶ、登るなど全身を使う遊びを楽しむ。音楽、リズム運動を楽しむ
- 4 安定した人間関係の中で、真似っこやごっこ遊びなどを通して、他者との関わり方を身につける
- 5 様々な料理に慣れ、食事やおやつを楽しむ
- 6 起床と睡眠、遊びと休息など、生活のリズムを徐々に身につけていく
- 7 生き物や季節の行事、地域の生活に親しみをもつ
- 8 自分の物と人の物の区別や、きまりがあること、それらの大切さに気づく
- 9 助けを借りながら、衣類の着脱や便器での排せつができるようになる
- 10 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く

出典：保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育要領の「ねらい及び内容」を要約

③3歳から就学までの時期の幼児教育・発達支援の推進

3歳から就学までの時期は、一人一人の健康や発育の状況は異なりますが、基本的な運動動作が一通りできるようになるとともに、理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってきます。基本的な生活習慣がほぼ自立し、自己意識が芽生え、仲間の中の一人という自覚も生じてきます。

このため、個の成長と集団としての活動の充実につながる支援を進め、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度の育成を図ります。

3歳から就学までの時期の幼児教育・発達支援で重要なこと

- 1 他者の話をよく聞き、分からないことは尋ね、自分の気持ちや考えを相手に分かるように言葉で表現し、伝え合う喜びを感じ、心を通わせる
- 2 生活の中で、身近な事象を見るなど、自然と触れ合う中で、様々な物に触れ、数量や形、性質、仕組みに興味や関心をもち、生命の尊さを大切にする
- 3 身近な人と関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ
- 4 よいことや悪いことがあることを自分で考え、自分でできることは自分で行い、いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ
- 5 書いたり、作ったり、歌ったり、演じたり、自分なりに表現することを楽しむ
- 6 健康な生活のリズムを身につけ、進んで運動をし、体調に応じた病気の予防を進んで行う
- 7 食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ
- 8 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排せつなどの生活に必要な活動を自分でする
- 9 危険な行動や危険回避の方法が分かり、安全に気をつけて行動する

出典：保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育要領の「ねらい及び内容」を要約

(2) 意欲的に学ぶ子の育成(「知」の育成)

「主体的・対話的で深い学び」を実践

基礎的・基本的な学力の確保に加え、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」、「理解していること・できることをどう使うか」といった主体的・思考的に課題を解決する力の育成を目指して、「主体的・対話的で深い学び」を推進します。

「主体的・対話的で深い学び」とは

項目	獲得を目指す力	内容
「主体的な学び」	自ら課題を見だし、考え、判断し、行動する力	学ぶことに興味や関心を持ち、自分の進路や職業などの方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげるような学び
「対話的な学び」	他者と意見を交わし、協働して学びを深める力	子ども同士が目標を共有し力を合わせて活動をし、先生や地域の人との対話や先人の優れた考え方を手掛かりに考え、自分の考えを広げ深めるような学び
「深い学び」	知識や技能を関連づけて活用し、より深く理解する力	各教科等で、その教科等なりの「見方・考え方」を学ぶだけでなく、様々な教科等で学んだ見方・考え方を相互に関連付け、自分なりに問題を見だし解答を導きだせるような学び

①指導計画の作成・推進

幼・小・中の11年間に於いて、学年ごとに、年間指導計画、教科別指導計画、1授業（1活動）時間の指導計画を作成し、PDCAサイクルを意識した授業（活動）を実践します。

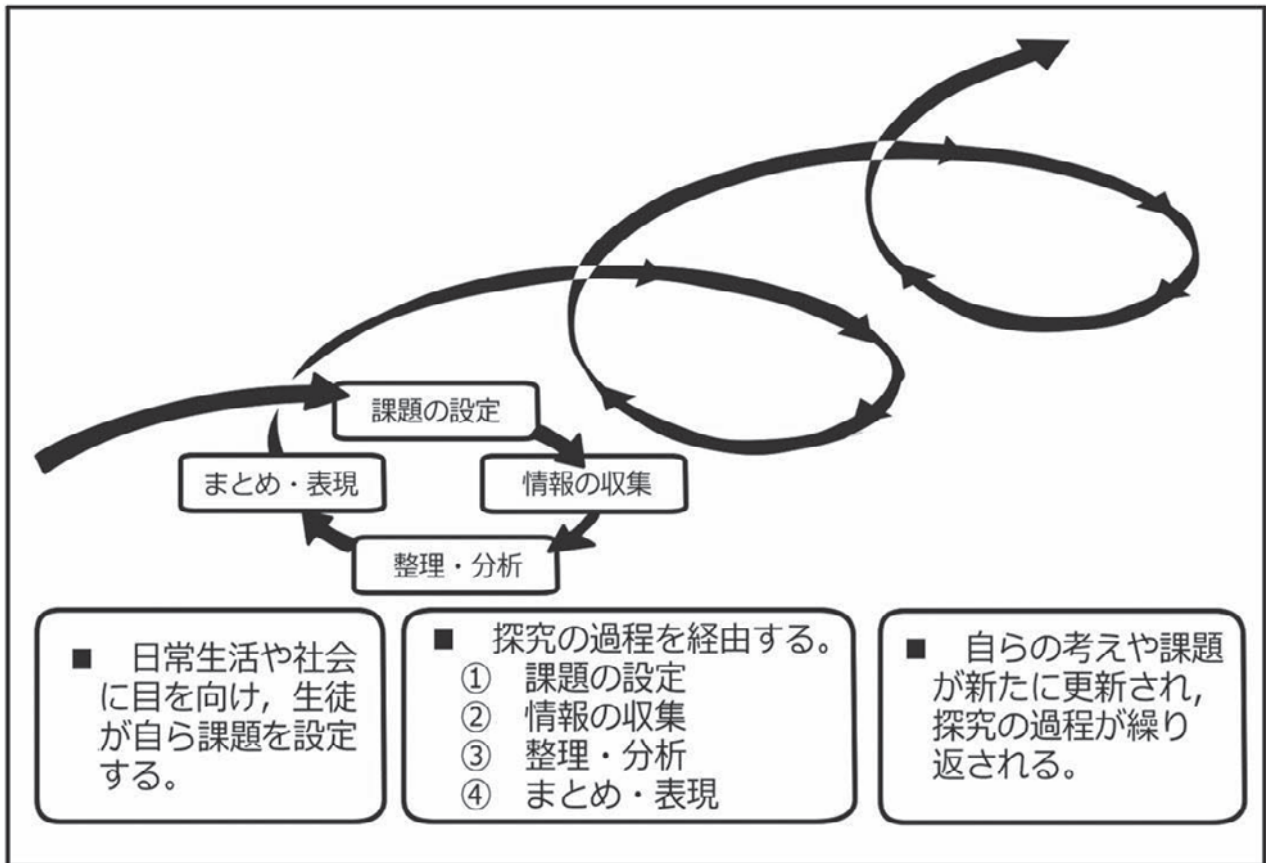
指導計画は、教科ごとの「学びの核」や各教科の横断的な関連、学年間や幼・小、小・中の関連をわかりやすく示し、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」に努めます。

また、教員が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるよう、指導計画や授業（活動）の評価・改善の取組を推進します。

②探究的な学習の推進

1授業（1活動）時間は、児童生徒が自ら課題を発見し、対話しながら解決する能力を養えるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現の学習サイクルを採り入れた探究的な学習を進めます。

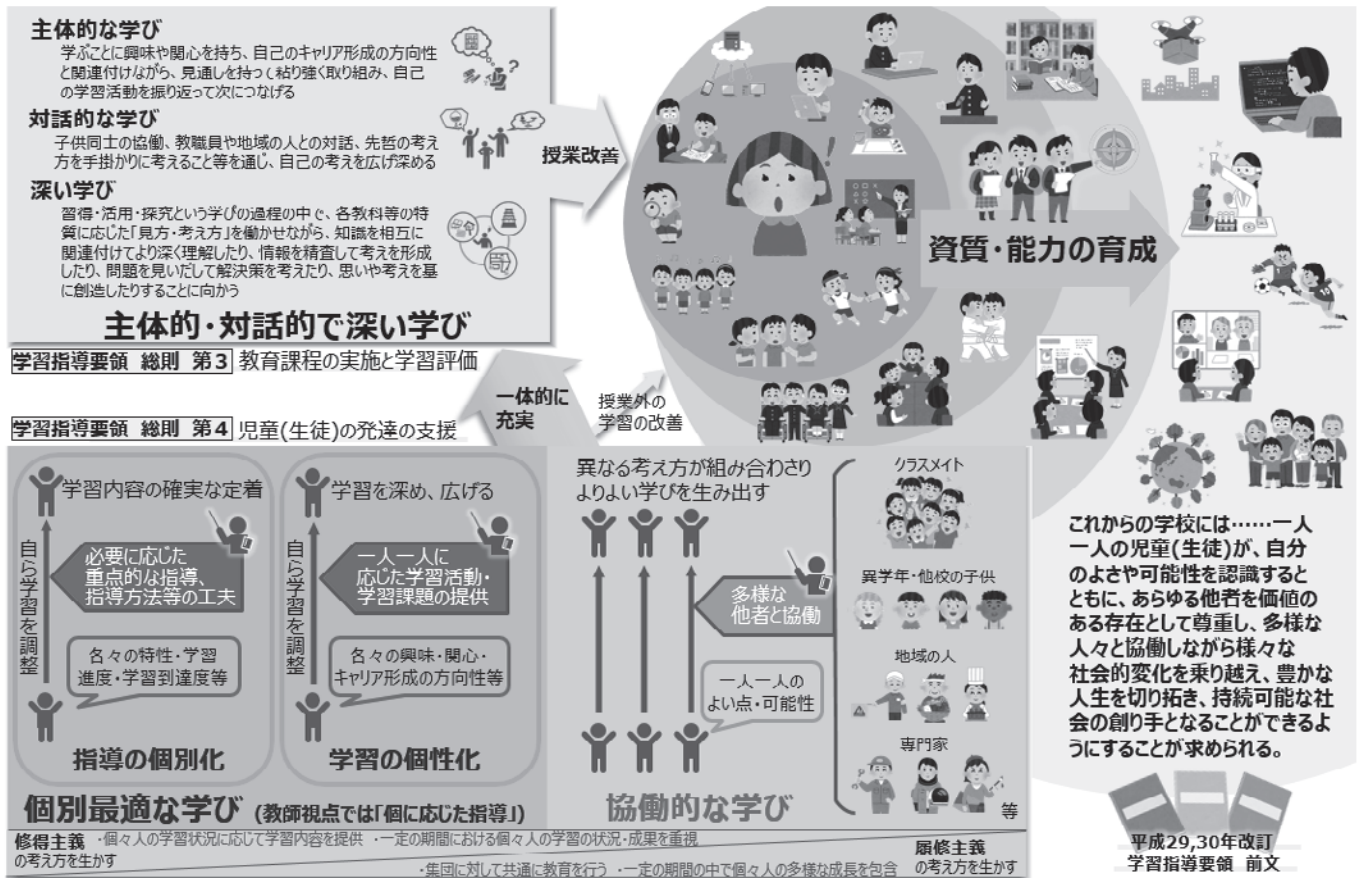
探究的な学習における生徒の学習の姿



出典：文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総合的な学習の時間編」

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実のイメージ

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）



※本資料は、「教育課程部会における審議のまとめ」（令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）に基づき、概念を簡略化し図等として整理したものである。

資料：文部科学省

(3) 豊かな心の育成(「徳」の育成)

学校（園）、家庭、地域で、道德教育、人権教育を総合的に推進

道德は、よりよく生きるために重要です。学校教育では、昭和 33 年（1958 年）から、小 1 から中 3 まで週 1 時間程度の「道德の時間」が教科外として設けられてきました。しかし、指導方法に地域間、学校間、教師間の差が大きく、他教科に比べて軽んじられたり、指導の効果の把握が難しかったりといった課題がありました。

そこで、小学校では平成 30 年度から、中学校でも令和元年度から、「特別の教科 道德」として正式な教科になり、時間数は従来と同程度ですが、検定教科書と年間指導計画のもと、グループ討議やロールプレイなどの手法を用いながら、「考え、議論する道德」が進められています。教師は、児童生徒の「感じ方」「考え方」「行動の変化」を丁寧に見取り、個人の成長を支えるための記述評価（観点別評価）を行います。

学校教育での道德教育の変遷

年度	位置づけ	教科書	評価	特徴
1958（昭和 33）	「道德の時間」創設（特設）	なし	なし	教科外の時間として導入
1977（昭和 52）～ 2015（平成 27）	「道德の時間」継続	補助教材	なし	学校全体での道德教育
2015（平成 27）告示 → 2018（平成 30）実施	「特別の教科 道德」に格上げ	検定教科書	点数ではなく記述による評価	教科として制度化
2017（平成 29）改訂～現行	「考え、議論する道德」	検定教科書	点数ではなく記述による評価	主体的・対話的な学び

「特別の教科 道德」の特徴

	特別の教科 道德	他の教科（国語・理科など）
中心的目的	「よりよく生きるための基盤となる道德性（価値観・倫理観・行動）を育てる」ことが中心的目的	学問的知識や思考の育成、学力（知識・技能・思考力・表現力等）の育成が中心的目的
評価の方法	教育的性格上、数値での評価は適さないため、観点別の記述評価（児童生徒の考えや感じ方、行動の変容等の記述）を行う	定期考査やルーブリック（達成度評価）に基づく数値評価を行い、成績表に反映する
授業の方法	討論、ロールプレイ、討論、自己の内省（ワークシートや心のノート）などが基本的手法	討論や思考活動はあるものの、知識・技術の習得のための反復練習の時間が多い
教材・教科書の位置づけ	読み物（事例）を中心に、児童生徒が考えるための素材の提供	知識体系や学習活動の指導書的な性格が強い
教科横断や地域とのつながり	他教科以上に、教科の時間外の生活指導や学校行事、地域住民と連携	生活科や総合的な学習の時間を中心に、教科横断や地域住民との連携を進めている

また、道徳科は授業時間だけで完結するのではなく、他の教科や学校生活全体と関連づけて進めています。

豊かな心の育成のために、学校教育での道徳教育を主軸に、家庭や地域、社会で人権教育やふるさと教育、子どもの権利の擁護なども含め、総合的に推進します。

①学校教育・幼児教育での道徳教育・人権教育の推進

児童生徒が、自分自身を見つめ、他者や社会・自然とよりよく関わりながら、よりよく生きるための道を考える道徳教育・人権教育を推進します。

「特別の教科 道徳」に加え、体験活動を交えた各教科教育、清掃や学校給食などを含む特別活動、生徒指導など、学校教育活動全体を通じて、幸福感や自己有用感、他者とのつながりなどの「ウェルビーイング」の向上に働きかけていきます。

小・中学校学習指導要領における道徳教育の4つの領域

領域	内容	主な項目例
① 自分自身に関すること	自己を見つめ、よりよく生きることを考える	自主・自律、希望と勇気、節度・節制、勤労、向上心など
② 他の人との関わりに関すること	他者を思いやり、よりよい人間関係を築く	思いやり、友情、礼儀、信頼、感謝、相互理解、公正など
③ 集団や社会との関わりに関すること	集団・社会の一員としての責任を果たす	公共心、法や約束を守ること、勤労の尊さ、社会参画など
④ 自然や崇高なものとの関わりに関すること	自然や生命を尊び、理想を求める心を育む	生命尊重、自然愛護、畏敬の念、伝統文化の尊重、平和への希求など

②子どもの権利擁護の強化

令和5年4月に、こども基本法が施行され、「児童の権利に関する条約」をふまえ、日本で初めて「こどもの権利」が包括的に定められるとともに、それを守るためのこども施策の推進が自治体と責務と位置づけられました。

芸西村では、これまでも、児童虐待やいじめ等の防止対策をはじめ、道徳・人権教育など、「子どもの権利」を守るための施策を推進してきましたが、「こどもまんなか社会づくり」、「子どもの最善の利益の保障」といったこども基本法の理念に基づき、こども施策への意見表明機会の確保など、さらなる取組を進めます。

こども基本法で定められている「子どもの権利」

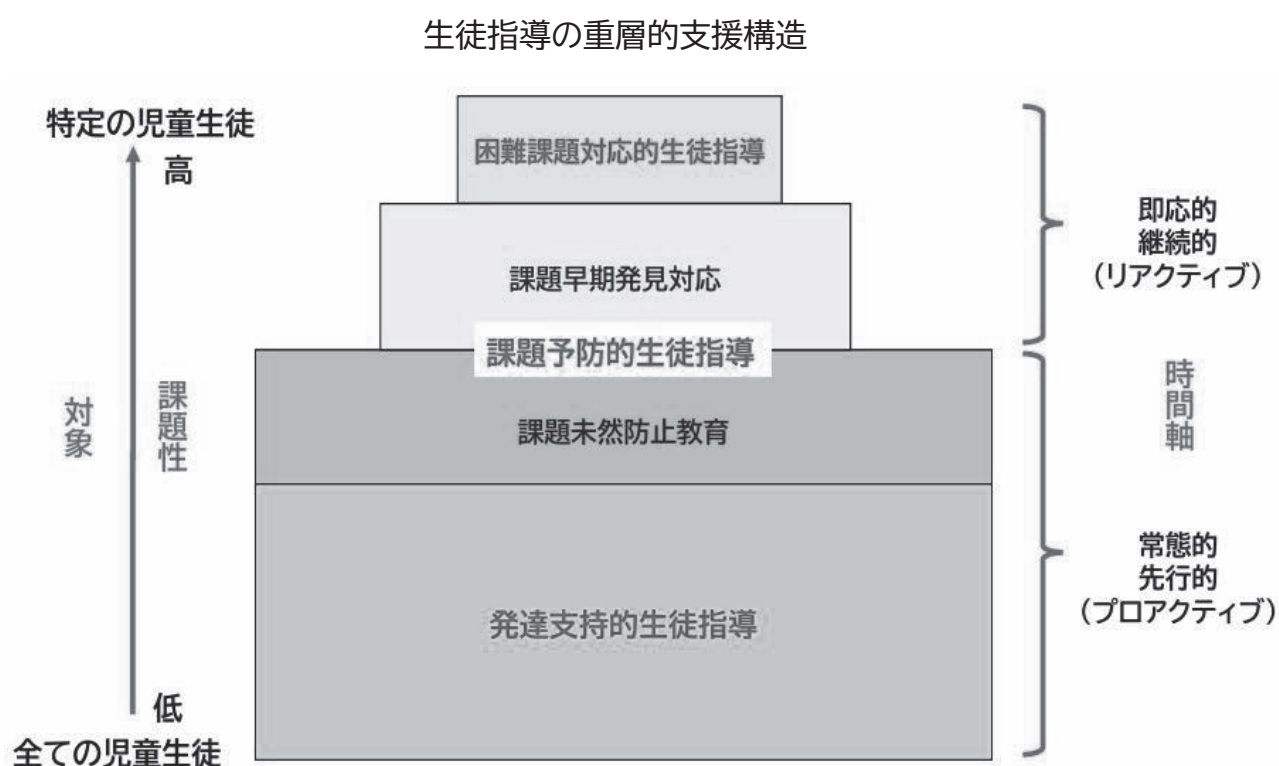
権利の種類	内容
生存・発達の権利	健康、教育、生活環境、遊びなどを通して成長できる権利
保護される権利	暴力・搾取・差別などから守られる権利
参加する権利	自分の意見を自由に言い、社会の意思決定に関わる権利
平等の権利	どのような立場の子どもも等しく権利をもつ

③「発達支持的生徒指導」の推進

生徒指導は、児童生徒が、自分自身のよさや可能性に気づき、伸ばすと同時に、社会的資質・能力を身に付けることを側面支援するもので、学校教育において、学習指導と並んで重要な意義を持ちます。

文部科学省では、平成22年から、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として「生徒指導提要」を策定しています。令和4年には、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという「発達支持的生徒指導」に重点を置いた改訂が行われました。

本村の小中学校においても、主体的に課題に挑戦し、多様な他者と協働して創意工夫する児童生徒の育成を目指し、「発達支持的生徒指導」を推進します。



出典：文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月）

④社会教育での人権教育の推進

人権教育は、学齢期だけでなく、生涯通じて行われることが重要であり、本村では、人権教育研究協議会を組織し、会員を対象とした研修会や一般住民を対象とした講演会、人権標語の募集、人権の花運動など、幅広い人権教育・啓発活動を進めています。

今後も、年次計画に基づき、こうした社会教育での人権教育を推進していきます。

(4) 健やかな体の育成(「体」の育成)

体育や身体活動、健康教育、食育を課題解決型学習として展開

学校教育では、健やかな体の育成を目的としたカリキュラムとして、小学校の体育や生活科、中学校の保健体育、給食などによる食育があるほか、基本的な生活習慣の指導を行っています。幼児教育においても、身体活動や給食、生活習慣指導を行っています。

小・中学校学習指導要領では、体力づくりや基本的な生活習慣・基本技能の定着を主眼にしていますが、知・徳と同様に、「自分で生活習慣を把握・管理し、対話や探究を通じて自分で健康をつくる」といった課題解決型学習が重視されています。

小学校の体育や生活科、中学校の保健体育で重視していること

区分	項目	内容
小学校 の体育(運動領域)と 中学校の 体育	体づくり運動を重視	持久力・筋力・柔軟性など基礎的体力の育成を体系的に位置づけ、成長段階に応じた指導を行う。自分の体力の状況を把握して計画的に運動できる力を養う
	多様な運動領域(器械・球技・水泳・武道・ダンス等)での体験	器械・球技・水泳・武道・ダンスなど、複数の領域での体験を通じて技能を高め、運動の楽しさや達成感、生涯スポーツにつながる基盤をつくる
	思考・判断・表現の育成	単なる技能習得だけでなく、戦術的判断・チームでの役割理解・自己の動きの改善など、思考力や表現力を育む
小学校の 生活科と 体育(保健 領域)	体験を通じた生活習慣・基本技能の定着	身近な生活場面での体験活動を通して、生活に必要な習慣(食事・睡眠・運動など)や身体の基本動作・技能を身につける
	「自分で考え・行動する力」の育成	知っていることをただ覚えるだけでなく、学んだことを使って自分で生活を工夫・改善できる力(判断力・実践力)を重視。運動や体験活動の計画・振り返りを通して育てる
	他者・社会・自然との関わりで学ぶ	友だちや地域と関わる活動を通して、協働的に体を動かす態度や思いやり、ルールを理解を育てる
中学校の 保健体育	心身一体の健康観	心(メンタル)と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康保持・増進を目標にする。心の発達やストレス対処、生活習慣の重要性を含む指導
	健康リテラシー(主体的に判断・行動する力)	疾病予防、傷害防止、栄養・休養・睡眠、性に関する情報への対処など、情報を正しく理解して自分で判断・行動できる力を育てる
	安全・救急・傷害予防の実践的指導	傷害の防止や安全な生活のための知識・技能(応急手当・事故予防の意識など)を実践的に教える
	生涯スポーツへの導き	「将来にわたる健康づくり」「豊かなスポーツライフ」の基礎を作る

また、食育についても、直近の小・中学校学習指導要領において、適切な栄養摂取はもちろんのこと、望ましい食生活に関する判断力・実践力の育成や、体験学習を通じた食文化・生産現場との接続など、「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に位置づけられました。

小・中学校学習指導要領における「食に関する指導の目標」

項目	内容
知識・技能	食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする
思考力・判断力・表現力等	食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う
学びに向かう力・人間性等	主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う

こうした学校（園）における体育や身体活動、保健、生活科、食育などの課題解決型学習により、児童生徒の健やかな体の育成を図ります。

①体育・身体活動の推進

児童生徒一人一人の状況や、幼児期から学齢期の各発達段階に応じて、体育の授業や、運動部活動などを通じて、8つの体力要素の向上に努めます。指導者からの一方的な提示、おしつけにならないよう留意し、児童生徒が、それぞれの運動・身体活動が持つおもしろさを味わい、楽しみながら動きを身に付けたり、運動を工夫して行い、ねらいに応じて自らの体力を高められるよう、創意工夫に努めます。

中学校部活動については、学校の働き方改革の観点等から、学校の職務から地域の活動への移行を図る改革を国が進めており、特に、芸西中学校運動部について、地域住民・地域団体の協力を得ながら、段階的な地域連携、地域移行を目指していきます。

8つの体力要素

要素	内容
平衡性	からだのバランスを保つ能力
巧緻性	からだを器用に巧みに動かす能力
敏捷性	運動をすばやく行う能力
柔軟性	関節と筋肉をどこまで動かせるかというからだの柔らかさを示す能力
全身持久力	歩や走などの全身を移動させる運動を長く続ける能力
筋持久力	動作を繰り返すときに必要な力で、筋力を長く出し続ける能力
筋力	筋肉が収縮することによって生じる力で、運動を力強く行う能力
瞬発力	跳んだり、投げたりするときに必要な力で、瞬間的に大きな力を出して運動を行う能力

出典：高知県教育委員会「体力アップ75プログラム」

②学校保健・健康教育の推進

子どもたちが、生涯を通じて、心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する現代的な健康課題に対応するため、授業や特別活動などを通じて、保健・健康教育を推進します。

③食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、小・中学校学習指導要領や幼稚園教育要領・保育所保育指針、文部科学省「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」（平成 31 年改訂）などに基づき、各種授業・活動の中で、食育を推進します。

地域住民の協力を得た農水産物の生産体験や、給食や調理実習等での地場産物・有機農産物の活用など、直接的な体験を重視した実践的な教育・活動に努めるとともに、栄養教諭等により、食に関する健康課題のある児童生徒等へのきめ細かな相談・指導に努めます。

(5) 家庭・学校(園)・地域の連携強化

家庭・学校(園)・地域が共に歩む教育を推進し、地域力を高めていく

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担います。

家庭教育の役割

役割	内容
人格形成の基礎を育む	家庭は子どもが最初に触れる社会であり、「あいさつ」「思いやり」「約束を守る」といった基本的な生活習慣や道徳心がここで育つ
安心感と自己肯定感を養う	家族の愛情や受け入れによって、子どもは「自分は大切な存在だ」と感じ、自己肯定感を育む。学習意欲や社会性の発達にもつながる
社会生活の基礎を身につける	家庭内での会話や協力を通して、他者との関わり方やルールを学び、社会生活に必要な力を自然に習得していく
生涯にわたる価値観の形成	親の生き方や考え方、家庭での体験が、子どもの価値観・人生観を形づくる重要な要素となる

また、地域との連携・協働による学校教育・幼児教育は、子ども自身への教育効果だけでなく、地域の絆づくりや、持続可能な地域づくりにもつながり、活力あるむらづくりに不可欠です。

地域との連携・協働による学校教育・幼児教育の役割

役割	内容
社会性や人間関係の幅を広げる	地域の人々との交流を通して、子どもは多様な価値観や生き方に触れ、他者を理解・尊重する力が育つ
実社会と結びついた学びを促進する	地域の自然、文化、産業などを教材として活用することで、教室の学びを現実社会とつなげ、主体的で実践的な学習につながる
地域の教育力を活かす	地域の大人や団体が教育活動に関わることで、学校や家庭だけでは得られない経験や知恵を子どもに伝えることができる
地域で子どもを育てる風土をつくる	地域住民が教育に関心を持ち、子どもの安全や成長を見守る体制ができると、地域の絆や防犯・防災の意識も高まる
持続可能な地域づくりにつながる	地域と学校の協働は、次世代を担う子どもたちが地元への愛着や誇りを育むきっかけとなり、地域社会の活性化にも寄与する

こうした背景から、地域全体で家庭教育についての意識向上を図るとともに、家庭・学校(園)・地域が連携し、教育の成果を高め、地域活性化につなげていくため、「コミュニティ・スクール」、「地域学校協働活動」を一層推進し、「地域とともに歩む学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を進めていきます。

①家庭教育の推進

家庭教育をめぐるのは、少子化や人間関係の希薄化などにより、孤立や不安を抱える保護者も少なくなく、しつけや教育のやり方がわからない、自信が持てないといった状況の中で、「過保護・甘やかし」「過干渉」「無関心や放任」などから、基本的生活習慣や対人関係の基盤が家庭で十分育まれないケースも生じます。

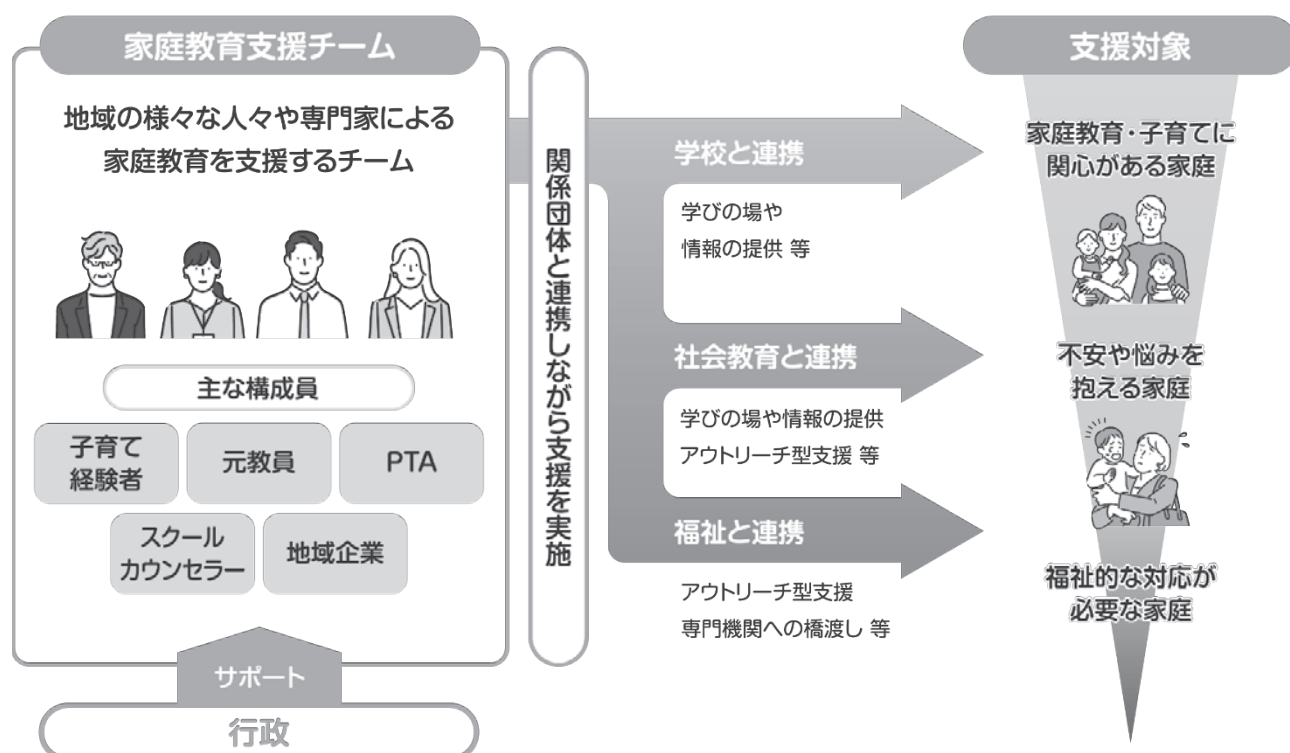
そのため、保護者自らが家庭教育の主体であるという意識を持ちつつ、地域を始めとした様々なつながりの中で、助け合いながら子どもたちの育ちを応援していくという考え方に立ち、支援する側、支援される側という一方通行の関係ではなく、一緒になって家庭教育を行っていくという、いわば協働の関係により、家庭教育支援を推進していきます。

P T Aなど関係団体・地域住民と協働で、「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」（略称：親プロ）など実践的なツールを活用しながら、保護者への情報提供や相談支援、親同士の交流の場づくりを進めます。

個々の課題に応じて保護者に寄り添う訪問型（アウトリーチ型）の家庭教育支援の実施や、家庭教育支援を組織的に行う「家庭教育支援チーム」の設立についても、検討を進めます。

「家庭教育支援チーム」のイメージ

家庭教育支援チームについて



資料：文部科学省

②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

平成 11 年（1999 年）の地方分権改革をきっかけに、地域と連携した学校教育の仕組みづくりの機運が高まり、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の 2 つの仕組みが別々に発展してきました。

「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会制度）は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働するしくみのある学校として、平成 16 年（2004 年）に法定されました。

一方、「地域学校協働活動」は、前身である「学校支援地域本部」・「学校支援ボランティア」の仕組みが平成 20 年（2008 年）に国で事業化され、平成 27 年（2015 年）により強化された法定制度に移行したもので、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が協働で「学校を核とした地域づくり」を目指す活動です。

本村では、協議の場である学校運営協議会を学校単位ではなく、「芸西村コミュニティ・スクール」として、保・幼・小・中共同の組織としており、支援の場である「芸西村地域学校協働本部」と両輪となり、「子どもたちを地域全体で育む学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的推進を図ります。

「芸西村コミュニティ・スクール」の仕組み



③ふるさと教育の推進と地域の居場所づくり

学校や園での「地域学校協働活動」の推進や、放課後子ども教室、子ども会、あったかふれあいセンターをはじめとする放課後・休日の居場所づくりの中で、伝統文化の継承活動や農業体験など、子どもたちが、地域の文化や生活に親しみ、大人との交流を通して、ふるさとへの愛着を醸成する取組を推進します。

④キャリア教育の推進

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、地域住民の協力を得ながら、国語、生活科、社会、道徳、総合的な学習の時間、進路指導等の中で、農業、福祉、公共機関など様々な事業所での職業体験、さらには起業家教育や消費者教育、主権者教育、女性のキャリア形成に関する教育等を進めます。

⑤環境教育の推進

環境保全に主体的に関わる気持ちをもった「持続可能な社会の担い手」の育成と、持続可能な地域環境・地球環境の保全を目指し、地域住民と協働で自然とふれあい、農業体験を行うなど、発達段階に沿って、国語、生活科、社会、理科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などを活用し、教科横断的に環境教育を進めます。

⑥中学校部活動の地域展開の推進

中学校の部活動は、教育課程外の学校の自主的な活動ですが、学校教育の一環として、望ましい人間関係の形成、責任感、連帯感の育成などの教育的意義があります。

生徒が、地域との関わりの中で主体的に活動し、協働や創造の力を育むとともに、子どもの成長を支える地域づくりを目指し、部活動の地域展開を進めます。

特に、部活動については、学校の働き方改革の観点等から、学校の職務から地域の活動への移行を図る改革を国が進めており、「部活動地域展開」の仕組みづくりを段階的に進めていきます。

2 誰一人取り残さない、多様性をふまえた教育・支援

(1) 特別支援教育の推進

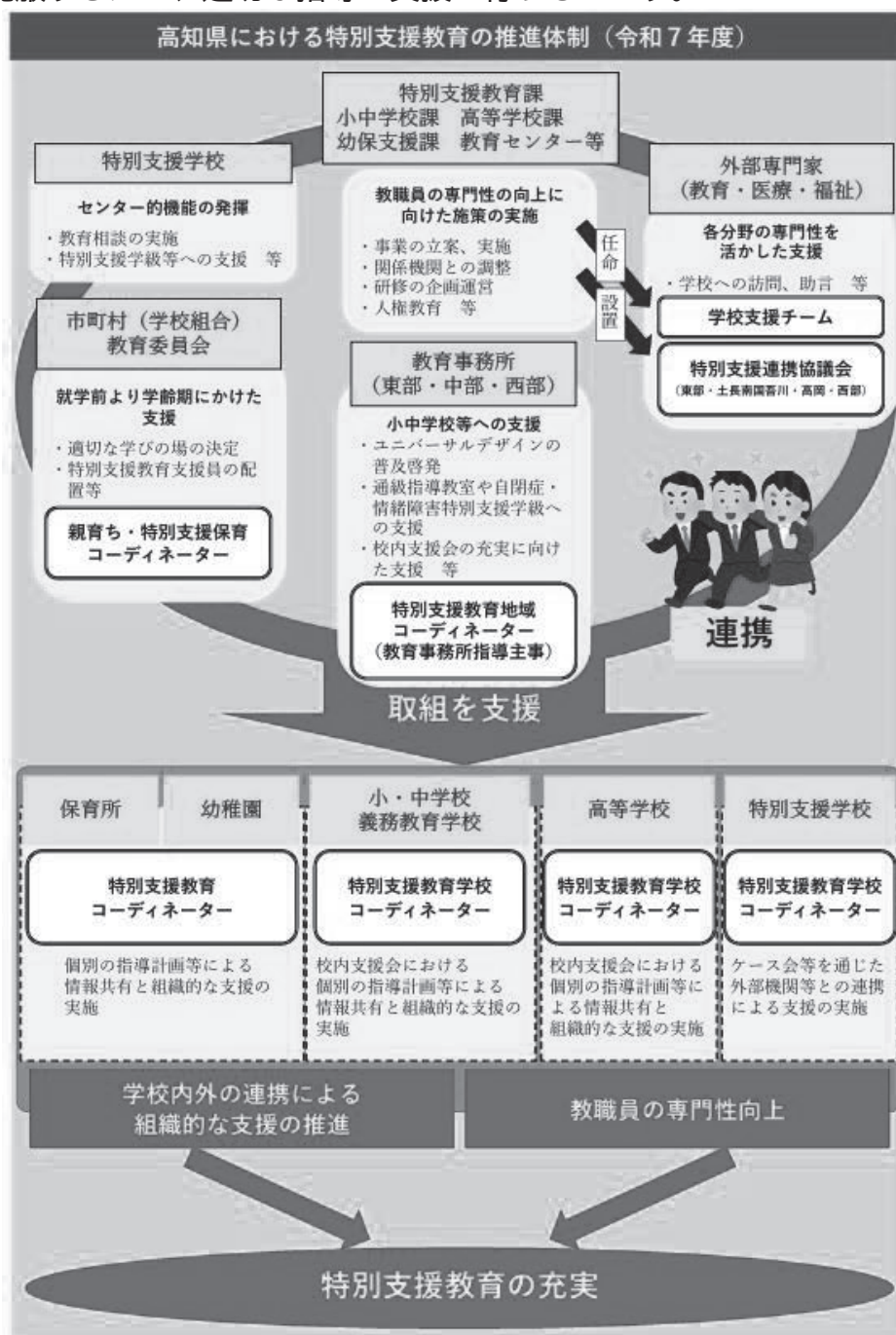
一人一人の「教育的ニーズ」に応じ、きめ細かく指導・支援を推進

特別支援教育は、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の「教育的ニーズ」を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導・支援を行うものです。

県立山田特別支援学校（本校・田野分校）など「特別支援学校」に加え、芸西幼稚園、芸西小学校、芸西中学校の「通常の学級」、芸西小学校、芸西中学校の「特別支援学級」、「通級による指導」により、児童生徒の実態に応じて学習指導要領等に基づく教育を行っています。

平成 18 年度以前の「特殊教育」が障害の種類・程度に応じた「特別な場（盲・聾・養護学校、特殊学級等）」での手厚い教育を重視してきたのに対し、特別支援教育は、「個々の教育的ニーズ」を起点に、場や方法を柔軟に組み合わせて支援する点が核心です。

障害は、視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱など従来の区分に加え、言語障害、情緒障害、LD・ADHD・自閉スペクトラム症など、発達障害を含めて、教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行います。



一人一人の「教育的ニーズ」を的確に把握し、個別の支援計画・指導計画等によるきめ

細かな特別支援教育を推進します。

①「インクルーシブ教育」の推進

「インクルーシブ教育」は、「障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が居住する地域の一般的な教育制度の下で共に学び、個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮や支援が提供されること」を目指す考え方です。

令和6年4月に改正施行された障害者差別解消法において、「障害のある児童生徒が他の児童生徒と平等に教育を受けられるよう、その特性に応じて『合理的配慮』を行うよう努めること」が義務化されました。

本村においても、就学（園）相談や就学（園）先の決定に際し、合理的配慮に努めるとともに、通常の学級での支援を基本に、通級・特別支援学級を連続的・柔軟に組み合わせ、個別の教育的ニーズに応じた支援を推進していきます。

また、令和3年4月の医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児が地域の学校（園）で学び続けることができるよう、看護師の配置、ICTを活用した遠隔教育推進など、必要な取組を進めます。

「合理的配慮」に基づく基礎的な学習環境整備の事例

項目	内容
「合理的配慮」とは	障害のある児童生徒が、他の子どもと同じように学び、成長できるようにするために、学校が個々のニーズに応じて行う現実的で適切な変更や調整
基礎的な学習環境整備の事例	◇教室の座席や照明、掲示物の工夫 ◇点字・拡大教材・補助機器の使用 ◇個別支援計画に基づく支援体制の整備 ◇通級指導や特別支援学級との連携 ◇周囲の子どもたちへの理解促進活動

学校や園で行われる医療的ケアの事例

	内容	実施者
ケアの特徴	主に、命の維持に関わる日常的・反復的なケア	
ケアの区分	呼吸に関するケア	たんの吸引、気管カニューレ内吸引、人工呼吸器の管理 主に看護師
	栄養に関するケア	経管栄養（胃ろう・腸ろう・鼻チューブなど） 看護師、一定研修を受けた教職員（条件付き）
	排泄に関するケア	尿道カテーテルの管理、導尿など 看護師（原則）
	その他	体位変換、酸素投与の見守りなど 看護師または教職員

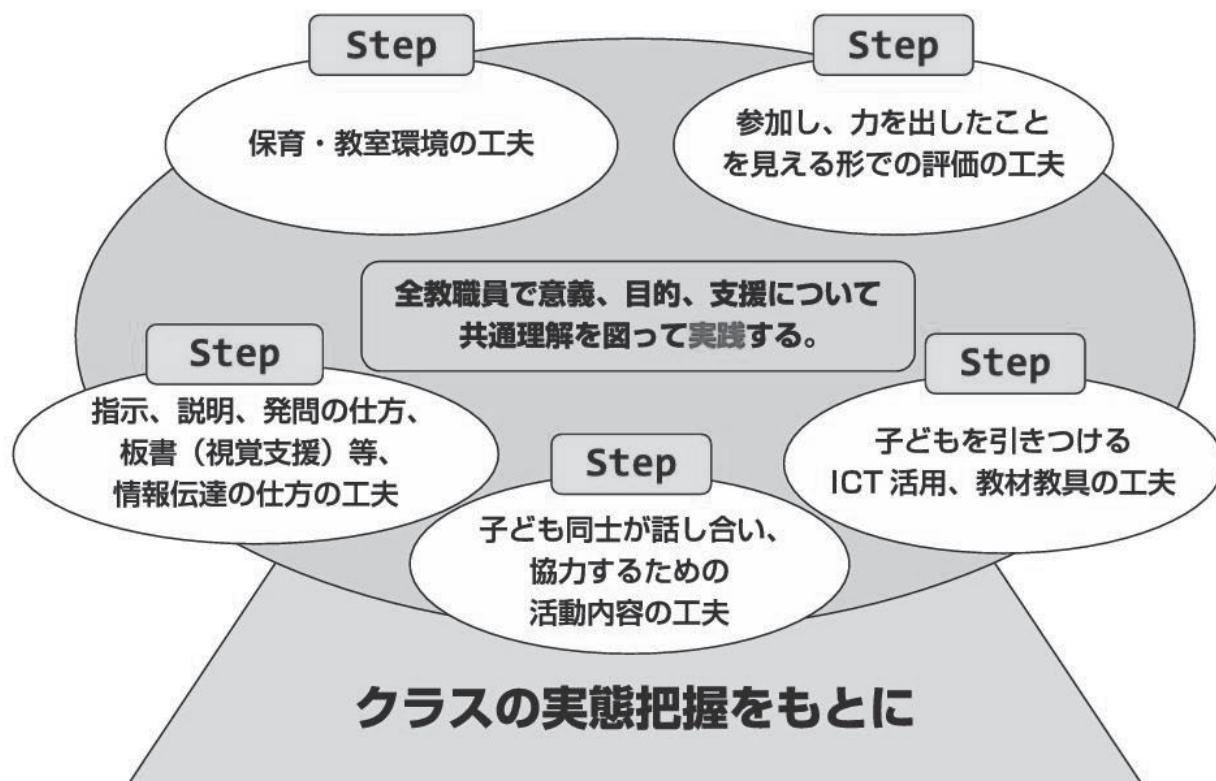
②「学びの連続性」を確保したきめ細かな特別支援教育の推進

乳幼児期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、「引継ぎシート」などにより、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有・活用を進めます。

保育所・幼稚園・小学校・中学校では、校（園）長のリーダーシップの下、校（園）内特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、特別支援教育支援員など校（園）内支援体制を構築し、教育的ニーズをもつ子ども一人一人へのきめ細かな個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、すべての子どもができる、わかる、「ユニバーサルデザインに基づく保育や授業づくり」の研究・実践に努めます。

「ユニバーサルデザインに基づく保育や授業づくり」のステップ

さあ、始めましょう！



資料：高知県教育委員会「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック～ユニバーサルデザインに基づく、発達障害の子どもだけでなく、すべての子どもにもあると有効な支援～ 実践事例集 Vol.1」（平成 27 年）

(2) 様々な課題を抱える子どもへの支援の強化

様々な課題を抱える子どもにきめ細かく支援

少年期から思春期にかけては、心身の成長が急速に進み、身体的にも精神的にも不安定になりやすく、自身の外見や知的・身体的能力、周囲の人々との関係などについて悩み、生きづらさを感じ、精神症状や問題行動があらわれることもあります。ひとり親、生活困窮家庭、海外につながる家庭など、家庭環境も多岐にわたります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門職を含め、学校（園）や地域でのきめ細かな相談支援を推進するとともに、長期欠席・不登校の児童生徒の居場所づくりや学習支援、いじめ防止に向けた取組、ヤングケアラー支援の取組、外国にルーツをもつ子への支援の取組など、様々な課題を抱える子どもへの支援を強化していきます。

①きめ細かな教育相談の推進

学齢期の子どもと保護者の相談先は、通学（通園）する学校（園）の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職、「芸西村こども家庭センター」や「芸西村教育支援センター」の職員、かっぱ児童クラブの支援員、医療機関・児童発達支援事業所等の専門職、さらには民生・児童委員などの地域の人々も含め、多岐にわたります。

学校（園）や家庭での人間関係の悩みから、発達上の心配、不登校、いじめ・虐待など、様々な課題を持つ子どもたちや保護者に対し、各部署が、庁内関連部署や関係者・関係機関と連携を図りながら、一人一人に寄り添うきめ細かな相談支援を進めていきます。

②長期欠席・不登校の児童生徒への支援の推進

本村では、生涯学習館南隣の建物で平日の9時から15時まで「芸西村教育支援センター」を開設しています。また、「校内サポートルーム」を設置し、不登校児童生徒や教室に入りづらい児童生徒の心の居場所づくりや学習機会づくりを進めています。

教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの協力のもと、家庭への訪問型（アウトリーチ型）の支援も積極的に採り入れながら、集団生活への適応指導、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善などの取組を進めます。

「早期学校復帰」一辺倒ではなく、興味・関心に沿った意欲を高める指導・支援による、「学びたいと思った時に多様な学びにつながる社会的な自立の支援」に努めます。

③いじめ防止対策の推進

学校（園）でのいじめは、個人、学級運営、学校組織の運営、社会・家庭の状況など、様々な要因によって生じます。

いじめ防止に向け、全ての教員が「いじめはどの学級、どの学校でも起こりうる」という共通認識のもと、児童生徒の人権を尊重し、いじめを許さない学校文化の醸成に努めるとともに、未然防止・早期発見・組織的対応の徹底を図ります。

学校（園）でいじめが起こる要因と対策の考え方

区分	要因の内容	対策の考え方
【個人の要因】	自己肯定感が低い、ストレスや不安を抱えている	➡ 教員が個々の子どもの心の状態を丁寧に把握し、安心して自己表現できる関係づくりを行うことが大切
	相手の気持ちを想像する力(共感力)が十分に育っていない	
	いじめる側が「仲間意識」や「優越感」を求めて行動してしまう	
	被害者側が目立ちやすい特性や行動をとる場合（正義感・個性など）	
【集団（学級・学年）の要因】	学級の雰囲気が悪く、互いを尊重しない関係ができていない	➡ 学級経営の在り方や、日常の人間関係づくりが大切
	教員が特定の子を注意し続け、クラスの中で「悪者扱い」が固定化される	
	「からかい」「ふざけ」が文化のようになり、誰も止めない	
	SNSグループなどでの排除・無視など、見えにくい人間関係がある	
【学校の要因】	「安心して相談できる先生・場」がない	➡ 学校（園）全体での「組織的対応」「早期発見」が大切
	教員が忙しく、児童生徒と向き合う時間が少ない	
	教員間で情報が共有されず、組織的な対応ができていない	
	いじめを「小さなこと」と見過ごす風土	
【社会・家庭の要因】	家庭での人間関係経験の不足、親子の対話不足	➡ 学校（園）と家庭・地域が協力し、「人を思いやる文化」を育てることが大切
	社会の中での競争的風潮、ストレス環境	
	SNSの普及による「24時間型いじめ」「拡散」などの新たな形態	

教員の心構えのポイント

「いじめはどの学校でも起こりうる」
「教員一人で抱え込まず、組織で対応」
「小さな違和感も大切にする」
「被害者・加害者双方に寄り添う」
「教育の目的は、行為の責任を問うことではなく、人として成長させること」

④子どもの貧困対策の推進

いわゆる「貧困の連鎖」によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、平成 26 年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、6 年と改正を重ねてきました。

わが国では、「貧困線」（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない「相対的貧困世帯」の 17 歳以下の子どもが 1 割以上にのぼります。

子どもの貧困は、経済面だけでなく、教育、健康など、様々な面で、子どものその後の人生に影響を及ぼします。貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域全体で解決するため、状況把握と相談支援、孤立防止、学習支援、生活支援など総合的な取組を推進します。

⑤ヤングケアラーへの支援の推進

「ヤングケアラー」は、一般に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもとされています。

保護者が子どもの権利を侵害しているという意識が希薄であったり、子ども自身も自らをヤングケアラーと認識できなかったり、相談につながりにくいといった課題があります。

このため、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生・児童委員などが連携し、対象家庭の状況把握や見守り、助言等に努めるとともに、物理的・心理的負担を軽減するため、家事援助、学習支援など、必要なサービスの利用につなげていきます。

⑥日本語のサポートが必要な子どもへの教育支援

在住外国人や外国にルーツを持つ日本人の子育て家庭では、日本語がわからないために、学校（園）での生活などに困難を来すケースも少なくありません。

幼稚園、小中学校においては、日本語指導が必要な幼児・児童生徒に対し、個別の指導計画を策定し、日本語指導担当者を配置して、渡日 1 年未満の児童生徒が「サバイバル日本語」（挨拶や具体的な場面で使う日本語）を獲得できるよう、渡日 2 年以上の児童生徒が生活言語・学習言語を定着できるよう、日本語指導を進めます。

また、文化や宗教、価値観の違いの相互理解を進め、必要な対応・支援を行う多文化共生の教育・保育を推進します。

⑦「男女共同参画」と「性の多様性」を尊重する教育支援

子どもたちが、「男らしさ・女らしさ」といった固定的な性別役割分担意識や、LGBT などの性的指向・性自認への否定的な意識にとらわれることなく、自己有用感をもって自分らしく成長していけるよう、発達段階に応じて、男女が共に認めあう「男女共同参画教育」と「性の多様性を尊重する教育」を推進します。

(3)教育費の負担軽減

国・県と連携し、未来への投資として、教育費負担軽減を推進

文部科学省では、平成6年度から隔年で「子供の学習費調査」を実施しており、令和5年度調査では、小・中・高の学校教育費（授業料・給食費・通学費・学用品費・学校行事費など）が、物価上昇やコロナ後の活動再開の影響を受けて過去最高となり、家計の実負担が増えています。

幼児・学校教育の負担軽減については、国が所得制限のある「幼児教育・保育無償化制度」や「高等学校等就学支援金制度」を実施し、高知県を含む都道府県レベルで「高等学校等就学支援金制度」への独自の上乗せ制度が実施されています。芸西村では、所得制限無しの給食費を含めた芸西保育所保育料、芸西幼稚園授業料の無償化、芸西小学校・芸西中学校の給食費の無償化、高校生の通学定期の半額補助を実施しています。

財源には限りがありますが、教育費は未来への投資であるという考えに立ち、国・県と連携しながら、教育費の一層の負担軽減に努めます。

①保・幼・小・中の費用負担の軽減

芸西保育所・芸西幼稚園の保育料については、国の制度に上乗せし、所得制限無しの給食費を含めた無償化と、芸西保育所・芸西幼稚園以外の保育所等を利用している子どもの保育料・給食費の一部補助を引き続き推進し、家庭の負担軽減を図ります。

小中学校の教育費については、義務教育のため授業料や教科書が無償とされていることに加え、村では、給食費の無償化を実施しています。経済的困難を抱える家庭への就学援助制度も含め、これらの取組を引き続き推進し、家庭の負担軽減を図ります。また、高知県私立学校授業料減免補助金などにより、私立小・中学校の通学児童のいる家庭の負担軽減を図ります。

②高校・大学等の費用負担の軽減

高校の教育費については、国の「高等学校等就学支援金制度」により、令和7年度から、国公立高校の授業料が所得制限なく無償化されており、令和8年度からは、私立高校の全国平均授業料相当の45万7,000円を上限とする支援金支給が行われる見込みです。

自己負担が必要な入学金、交通費、教材費・設備費、部活動費、学校外活動費などについては、低所得世帯の負担軽減を図る国の「高校生等奨学給付金制度」があります。

村独自の通学定期半額補助制度や奨学資金貸付を含め、これらの取組により、高校生のいる家庭の負担軽減を図ります。

大学など高等教育については、国が給付型奨学金と授業料減免を併せて行う高等教育の修学支援新制度を令和2年度に創設し、順次、対象拡大や条件緩和を進めています。こうした動向をみながら、本村の子どもたちが希望する高等教育を受けられるよう、奨学資金貸付など村独自の制度の充実を含め、高等教育機関への進学に関する経済的負担の軽減を図ります。

3 生涯学習の振興

(1) 学習・スポーツ活動の活性化

生涯にわたって学習・スポーツに親しむむらづくりを推進

私たちは、科学技術の進歩や国際化、情報化の進展に伴って、常に新しい知識や技術を習得していくことが必要です。また、心の豊かさが求められる時代状況の中で、生きがいや自己実現などにつながる生涯学習活動へのニーズが一層高まっています。こうした要請から、各世代や学習ニーズに応じた生涯学習を一層推進していきます。

スポーツは、体力の向上や健康づくりだけでなく、達成感や人と人のつながりなど、心身両面に豊かさをもたらします。健康志向が高まる一方で、子どもの運動機会の減少が指摘されるなど、スポーツに関する様々なニーズがある中で、年齢や運動能力等を問わず、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむむらづくりを進めていきます。

①学習活動の活性化

誰もがいつでも主体的に学ぶことができるよう、年間計画を作成し、多様な学習機会の提供や情報発信に努めるとともに、生涯学習により得られた成果を、住民がよりよいむらづくりや地域活動に活用することができるよう、交流の機会や環境づくりに努めます。また、生涯学習施設の適切な維持管理と長寿命化を図ります。

②読書活動の推進

本村では、村立図書館のほか各校園の図書室・図書スペースなどで、オーテピア高知図書館等と連携しながら蔵書の充実に努めており、乳幼児への読み聞かせ活動や、小中学校での読書の奨励、図書館イベントの実施などを進めています。

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、幼児・学校教育の各段階、さらには生涯を通じた読書活動の推進を図ります。

③スポーツ活動の活性化

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様なスポーツ参画につながるよう、年間計画を作成し、初心者にも気軽に参加できる教室・イベントの開催などに努めるとともに、各種自主グループの積極的な活動展開を促進します。

また、スポーツ施設の適切な維持管理と長寿命化を図ります。

(2) 文化・芸術の振興

歴史遺産や芸術作品の保存・活用と新たな文化・芸術の創造を図る

本村は、馬ノ上遺跡など、古代からの人が住み、中世には金岡城を拠点に和食氏や安芸氏が治めるなど、歴史ある村です。国登録有形文化財の末延家住宅（旧末延堂医院）長屋門・かま屋・蔵・主屋をはじめ、江戸中期までさかのぼる芸西村文化資料館の漁具・農具・民具、芸西村筒井美術館の所蔵作品など、様々な歴史遺産や優れた芸術作品が遺されています。こうした歴史遺産や芸術作品の保存・活用に努めます。

また、よさこい祭りが昭和 29 年に高知商工会議所の企画ではじまり、全国に波及したように、一人一人の文化・芸術活動は、優れた価値を創造する可能性を秘めています。芸術鑑賞会などを通じて住民が優れた文化・芸術にふれる機会づくりに努めるとともに、新たな文化・芸術の創造の取組に対して、必要な支援を行っていきます。

①歴史文化の保存と継承

本村の貴重な歴史資産や優れた芸術作品の価値や魅力を深く知り、現代に生かし、後世に受け継いでいくため、文化財等の調査、記録、保存等を計画的に進めるとともに、芸西村文化資料館、芸西村筒井美術館などでの常設展示・企画展示、イベントを通じて、住民や来訪者が文化交流を進める機会づくりに努めます。

②文化・芸術の創造

住民は、絵画や陶芸などの造形美術の制作や、ウクレレや大正琴などの楽器演奏を自ら楽しみ、趣味の域を超えて活躍する人もいます。また、プロの芸術家による優れた作品を間近で鑑賞することは、見る人の心を揺さぶり、学びやレクリエーションとしてだけでなく、よりよく生きる人生のきっかけとなることも少なくありません。

芸西村芸術祭など、住民の芸術作品や創作活動を発表する機会づくりを進めるとともに、地域ぐるみの新たな文化創造の取組を進めます。

4 将来をみすえた教育環境づくり

(1) 教育環境の整備

安心・安全、機能的な学びの空間で、保幼小中一貫教育を推進

少子化による施設規模のダウンサイジングの必要性や、既存施設の老朽化、南海トラフ地震に対する安全確保の必要性、ICT環境を含む施設・設備の集中投資の必要性などから、本村では、保育所、幼稚園、小学校、中学校の施設集約化に向け、住民とともに検討を重ねています。

施設は、令和9年度から13年度にかけての段階的な整備を計画していますが、「幼保連携型認定こども園制度」等の活用の有無・度合いも含め、保幼小中15年間の学びの道筋を明確化した将来をみすえた教育環境づくりを進めていきます。

認定こども園とは

「認定こども園」は、幼保の一体化を目指し平成18年に制度化されたもので、「幼保連携型」、「保育所型」、「幼稚園型」、「地域裁量型」の4つの類型がありますが、保育所、幼稚園共に村で1か所ずつ設置している本村の場合、「幼保連携型」への移行が基本です。

幼稚園教諭と保育士の両資格を併せ持つ「保育教諭」の確保が必要ですが、保育（養護）と幼稚園教育（教育）の機能を統合することで、0～5歳までの発達段階に応じた連続した教育・保育が提供でき、人員の横断的配置や、管理運営の一本化などにより、職員のキャリアの向上や保育需要の変動に強い運営が期待できます。

幼稚園・認可保育所・幼保連携型認定こども園の違い

	幼稚園	認可保育所	幼保連携型 認定こども園
法的位置づけ	学校（教育機関）	福祉施設	学校＋福祉施設（一体型）
教育・保育内容	幼稚園教育要領に基づく教育	保育所保育指針に基づく保育	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育（両者を統合）
利用時間	4～5時間＋放課後の預かり保育	保育標準時間 11時間以内	保育認定区分に応じて柔軟に対応
主な担任職員	幼稚園教諭	保育士	保育教諭（両資格を併せ持つ）
校長・園長	校長（学校長）	園長（福祉施設長）	園長（両方の資格要件を満たす）

教育環境づくりに向けては、平成 23 年の東日本大震災を受け、高知県をあげて南海トラフ地震対策を強化し、避難所にもなる学校施設の耐震化・強靱化を進めてきました。本村においても、芸西保育所、芸西幼稚園、芸西小学校、芸西中学校の各校舎各棟や各園舎、体育館、その他各種施設・設備について、耐震補強や空調の整備、トイレの洋式化などを進めてきました。

これらの施設の多くは昭和 40～50 年代に整備され、経年劣化により長期的な活用が難しいと考えられるため、学校施設集約化の推進の中で、解体・除却していきます。

また、防災面については、ハード面のみならず、ソフト面についても、各学校（園）で、避難計画の策定、避難訓練の実施をはじめ、安全教育を進めており、引き続き、取り組んでいきます。

また、教育環境づくりに向けては、第 2 期の「G I G A スクール構想」に基づき、端末の計画的更新、故障時の予備機整備に加え、学校施設集約化整備に伴う最適な情報ネットワーク環境の整備を進めます。

また、ハード面のみならず、ソフト面についても、教員の利活用力の向上、生成 A I を含む先進的な教材・学習支援の実装・実証など、I C T 教育のさらなる推進に努めます。

第 1 期・第 2 期「G I G A スクール構想」

期	期間	内容
第 1 期	令和元年度（2019 年度） ～令和 5 年度（2023 年度）	全国的に「1 人 1 台端末」と高速ネットワークを整備し、学びの基盤を整えた段階。「道具をそろえる」段階
第 2 期	令和 6 年度（2024 年度） ～令和 10 年度（2028 年度）	端末の計画的更新、故障時の予備機整備、ネットワークの強化、教員の利活用力の向上、生成 A I を含む先進的な教材・学習支援の実装・実証、自治体間格差の解消（伴走支援）など、「どう使うか」に重点を移す段階

①保幼小中一貫教育の推進

教育施設集約化に向けて、幼児教育・保育施設の新設、現幼稚園の解体、小中学校西校舎の新設、現小学校解体、小中学校東校舎の新設という流れで、子どもたちの授業や課外活動への影響に最大限に配慮しながら、段階的に整備を進めます。

保幼、幼小、小中のそれぞれのカリキュラムや行事等の連携についても、これまで蓄積されたノウハウや校種間の人間関係を生かしつつ、年度ごとに、施設整備の状況をみながら、可能な連携に努めます。

②安心・安全な教育環境づくり

各学校（園）での安全教育についても、生活科や保健体育、「総合的な学習の時間」をはじめとする授業、避難訓練をはじめとする行事のそれぞれにおいて、児童生徒が自ら課題を発見し、対話しながら解決する「主体的・対話的で深い学び」の推進に努めます。

また、現在の学校（園）、整備後の新しい学校（園）のそれぞれにおいて、防災・防犯・交通安全に関する設備・備品の確保・活用を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、登下校時の見守りなど、地域ぐるみで安全・安心づくりを推進します。

整備後の学校（園）では、避難所、物資集積所をはじめとする防災拠点として十分な機能を果たすよう、電源喪失下の対応などを含め、大規模災害時の利用方法に関する検討・協議や実践的な訓練を進めます。

③「第2期GIGAスクール構想」の推進

すべての児童生徒が、理解度や習熟度に応じて自らのペースで学びを深め、他者と協働して課題を解決する力を育む「誰一人取り残さないデジタル学習環境」の実現を目指し、ハード、ソフト両面から、「第2期GIGAスクール構想」を推進します。

ハード面では、1人1台端末の更新・保守の計画的な実施、デジタル教科書・デジタルドリル等の活用などに努めるとともに、新たな幼児教育・保育施設、小中学校の整備にあたり、児童生徒や保護者、教職員の状況に応じた最適なICTネットワーク環境の構築を図ります。

ソフト面では、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面において、対面と遠隔・オンラインを融合した授業づくりに努めるとともに、「個別最適な学び」のための学習履歴や評価データの活用や、情報を主体的に活用し、適切に判断・表現できる資質・能力を育むための情報モラル教育を推進します。

(2) 学校(園)の人材育成・組織改革の推進

「教育DX」と「働き方改革」により、人材育成・組織改革を推進

保育所、幼稚園、小学校、中学校の人材育成・組織改革に向けては、「教育DX」と「働き方改革」が注目されています。

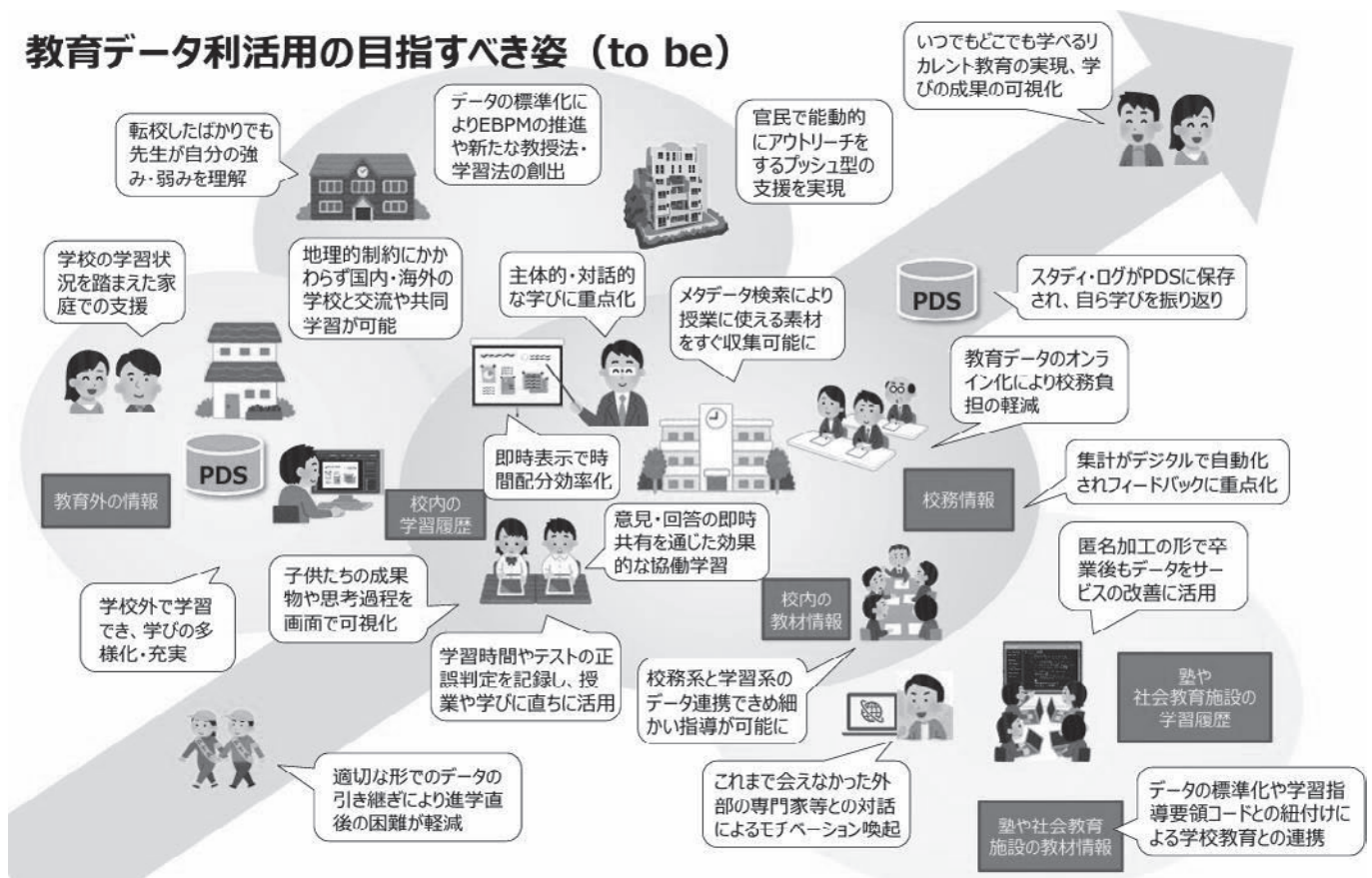
「DX」(デジタルトランスフォーメーション)は、インターネットの大容量・高速化や、スマートフォン・タブレットに代表される端末機器の小型化など、急速に進んだ情報通信技術を活用して業務の手法を根本的に見直し、価値を向上させる改革のことです。

とりわけ、AI(人工知能)、IoT(ソフトウェアやセンサー、衛星通信などによるあらゆるモノのインターネット常時接続)の技術により、要約や翻訳、画像・動画の生成や解析、自動運転などの精度が著しく向上し、生活や産業に大きな影響を与えています。

教育の分野でも、「GIGAスクール構想」による1人1台端末体制などにより、急速な改革が進んでいます。

「教育DX」の将来像のイメージ

教育データ利活用の目指すべき姿 (to be)



資料：デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省「教育データ利活用ロードマップ」(令和4年)

一方、「働き方改革」は、長時間労働などの慣行を見直し、効率性の向上や多様な働き方の実現を目指す国家的な取組で、令和元年4月に関連法が施行され、企業だけでなく、公務・教育の現場にも制度的・業務的変化が波及しています。

「学校における働き方改革」については、勤務時間の上限目安の設定や、業務の「見える化・分類」、校務DXの推進、処遇改善などが段階的に進められてきました。

国による「学校における働き方改革」促進の流れ

項目	内容
勤務時間の上限目安の設定	「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月）により、超過勤務月45時間以内などの目安を提示
「学校・教師が担う業務に係る3分類」を提示	中央教育審議会答申（平成31年1月）で「学校・教師が担う業務に係る3分類」を提示し、教師でなければならない業務に専念するための業務分離・外部化を促進
教員勤務実態調査の実施と校務DX等の情報提供	令和4年度に「教員勤務実態調査」により実態把握・モニタリング。また、校務DXや勤務時間の客観的把握（タイムカード等）等に関する事例集配布
給特法改正による処遇改善	令和8年1月施行の「公立学校教員の処遇改善を目的とした教員給与特別措置法」（教員給特法）等の改正により、教職調整額の段階的の引上げや、学級担任等への手当の創設、服務監督教育委員会（小中学校は都道府県教育委員会）による「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表義務化を推進

学校・教師が担う業務に係る3分類

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

資料：文部科学省

本村においても、「教育DX」と「学校（園）における働き方改革」を進め、教育・保育人材の育成と学校（園）組織の改革につなげ、高い職員満足度のもと、高い教育効果を持続的に発揮する「芸西村スクールコミュニティ」の形成を図っていきます。

①「教育DX」の推進

I C Tを活用した児童生徒の学びの充実と、校務の効率化による教職員の働き方改革を図るため、「教育DX」を推進していきます。

児童生徒の学びにおける「教育DX」については、「第2期G I G Aスクール構想」に基づく取組を推進し、教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化など、「デジタルによる手法の変革」を目指していきます。

「校務DX」については、国による校務支援システムの統合化・標準化施策や、本村の新しい幼児教育・保育施設・新しい小中学校の整備も契機としながら、各種文書作成や成績処理、出欠管理、保護者連絡などの業務の負担軽減を図り、働き方改革と教育の質の向上につなげていきます。

②働き方改革・組織改革の推進

教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができるよう、学校（園）の「働き方改革」と「組織改革」を推進します。

「働き方改革」については、県教育委員会と共に、教師でなければできない業務に専念するための業務分離・外部化の促進や、「校務DX」による校務効率化、「業務量管理・健康確保措置実施計画（働き方改革に関する計画）」の策定・公表など、教職員の処遇や職場環境の改善に向けた取組を推進します。

「組織改革」については、社会や教育を取り巻く環境の変化に伴い、学校（園）は、「上位下達型・官僚機構型の組織」から、「多様な課題に柔軟に対応できる自律的で協働的な組織」へと改革していくことが重要であり、教職員が互いに学び合い、意見を言い合える風通しのよい職場風土の構築と、チームによる課題解決型の校務運営に努めます。

経営学の組織論の考え方をふまえた学校（園）の組織改革の手法や効果の一例

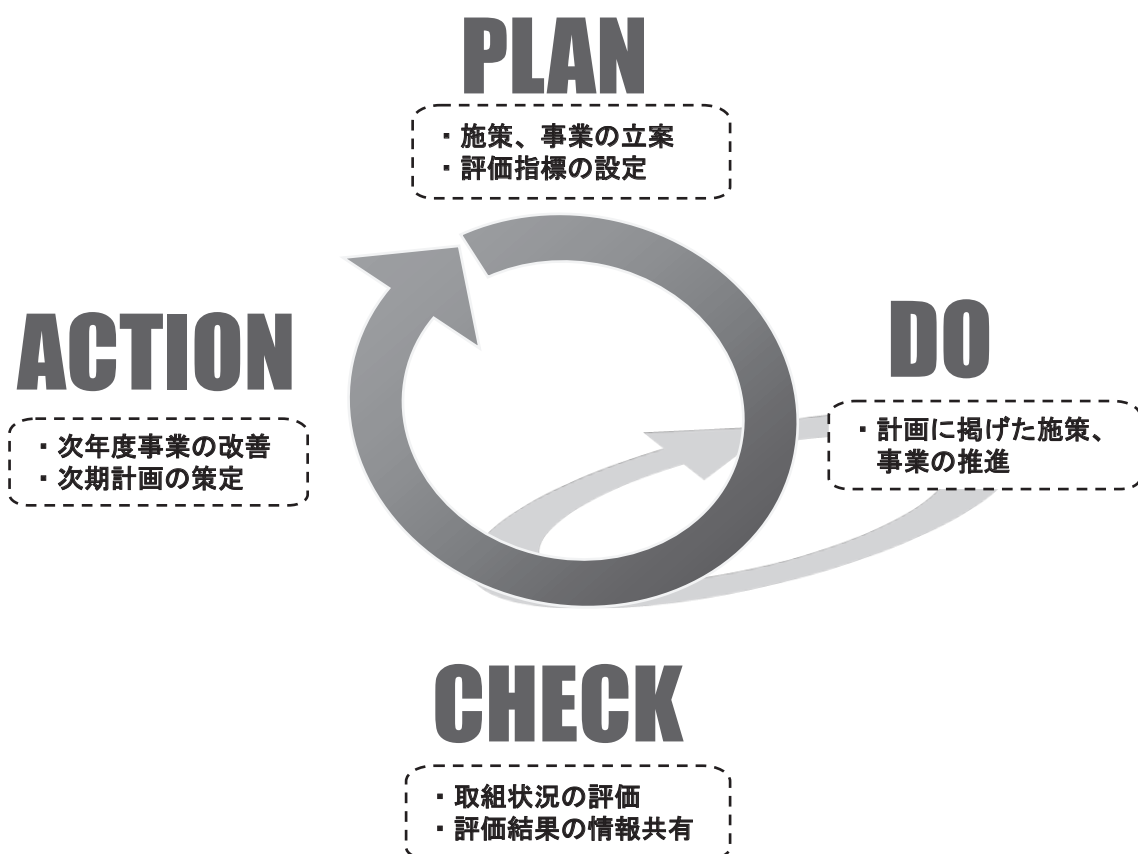
項目	内容
手法	校長・副校長・主任等によるチーム経営を推進し、組織マネジメント能力を高める。
	学年・分掌間の壁を越えた対話型ミーティングの定着を図る。
	教職員が自由に意見や提案を出し合える「心理的安全性」の高い職場環境を整備する。
	若手教員や新任教員を孤立させないメンター制度・ペア体制を充実させる。
	学校評価や業務改善の場で教職員の意見を反映するボトムアップ型の経営プロセスを確立する。
	校内研修や組織開発研修を通じて、リーダーシップとフォロワーシップの両立を学ぶ機会を設ける。
期待される効果	教職員の主体性と連帯感が高まり、組織全体の課題解決力が向上する。
	意見を言いやすく、挑戦を認め合う職場風土が醸成され、組織のイノベーション力が高まる。
	学校経営の透明性が高まり、児童生徒・保護者・地域から信頼される学校づくりにつながる。
	教職員のメンタルヘルスや勤務意欲の向上にも寄与し、働き方改革にも資する。

第 5 章 計画の進捗管理

本計画は、P D C A（Plan Do Check Action）サイクルによる進捗管理を行い、次年度事業の実施計画の立案や実施方法の改善に活かしていきます。

各学校（園）において、それぞれの組織における評価を行い、各評価委員会で総括したのち、芸西村学校運営協議会や芸西村地域学校協働本部会議、芸西村総合教育会議、芸西村教育委員会の定例会などの機会を活用し、全村としての評価・改善を行います。

P D C Aサイクルによる計画の進捗管理



第4期芸西村教育振興基本計画

発行：芸西村教育委員会

〒781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲 1262 番地

電話：0887-33-2400 FAX：0887-32-2014

